

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p data-bbox="350 716 1041 779">礼文町国民保護計画（新）</p> <hr data-bbox="181 800 1255 806"/> <p data-bbox="560 1402 863 1457"><u>令和4年9月</u></p> <p data-bbox="611 1808 813 1862">礼文町</p>	<p data-bbox="1605 716 2297 779">礼文町国民保護計画（旧）</p> <hr data-bbox="1433 800 2507 806"/> <p data-bbox="1792 1402 2142 1457"><u>平成19年3月</u></p> <p data-bbox="1866 1808 2068 1862">礼文町</p>	

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新			旧			変更理由等																																																			
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b> ○ 関係機関の連絡先 <u>【関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】</u>			<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b> ○ 関係機関の連絡先 <u>関係機関の連絡先については、「資料編」において整理する。</u> 追加			具体的記述等への変更																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道開発局稚内開発建設部 防災対策官</td> <td>稚内市末広5丁目6番1号</td> <td>0162-33-1087 (FAX 0162-33-1051)</td> </tr> <tr> <td>稚内港湾事務所 (第3工務課)</td> <td>稚内市末広4丁目5番33号</td> <td>0162-33-2758 (FAX 0162-34-1757)</td> </tr> <tr> <td>北海道総合通信局 防災対策推進室</td> <td>札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎</td> <td>011-747-6451</td> </tr> <tr> <td>宗谷森林管理署</td> <td>稚内市中央1丁目2-7</td> <td>0162-23-3617 (FAX 0162-23-3615)</td> </tr> <tr> <td>礼文森林事務所</td> <td>礼文町大字香深村字へウケトンナイ</td> <td>0163-86-1606 (FAX 86-1606)</td> </tr> <tr> <td>札幌管区气象台</td> <td>札幌市中央区北2条西18-2</td> <td>011-611-6127 (FAX 011-24-5951)</td> </tr> <tr> <td>稚内地方气象台</td> <td>技術課 防災業務課 (防災管理官)</td> <td>稚内市開運2丁目2番1号稚内港湾合同庁舎 0162-23-2679 (FAX 0162-23-2679)</td> </tr> <tr> <td>第一管区海上保安本部 稚内海上保安部</td> <td>稚内市開運2丁目2-1</td> <td>(代表)0162-22-0118 (救難)0162-23-2631 (FAX) 0162-29-2007</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>第2師団 第3即応機動連隊</td> <td>旭川市春光町 名寄市内淵84 0166-51-6111 (内線 2791) 01654-3-2137 (内線 230)</td> </tr> </tbody> </table>			名 称	所 在 地	連絡先		北海道開発局稚内開発建設部 防災対策官	稚内市末広5丁目6番1号	0162-33-1087 (FAX 0162-33-1051)	稚内港湾事務所 (第3工務課)	稚内市末広4丁目5番33号	0162-33-2758 (FAX 0162-34-1757)	北海道総合通信局 防災対策推進室	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-747-6451	宗谷森林管理署	稚内市中央1丁目2-7	0162-23-3617 (FAX 0162-23-3615)	礼文森林事務所	礼文町大字香深村字へウケトンナイ	0163-86-1606 (FAX 86-1606)	札幌管区气象台	札幌市中央区北2条西18-2	011-611-6127 (FAX 011-24-5951)	稚内地方气象台	技術課 防災業務課 (防災管理官)	稚内市開運2丁目2番1号稚内港湾合同庁舎 0162-23-2679 (FAX 0162-23-2679)	第一管区海上保安本部 稚内海上保安部	稚内市開運2丁目2-1	(代表)0162-22-0118 (救難)0162-23-2631 (FAX) 0162-29-2007	陸上自衛隊	第2師団 第3即応機動連隊	旭川市春光町 名寄市内淵84 0166-51-6111 (内線 2791) 01654-3-2137 (内線 230)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td></td> <td>代 表 0162-33-2516 (内線 2191) ダイヤル 0162-33-2526 FAX 0162-33-2644</td> </tr> <tr> <td>地域創生部 地域政策課</td> <td>稚内市末広4丁目2-27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>稚内建設管理部 (治水課 (河川・防災))</td> <td>稚内市末広4丁目2-27</td> <td>0162-33-2556 (FAX 0162-33-8207)</td> </tr> <tr> <td>礼文出張所</td> <td>礼文町大字船泊村字ウヰンナ 401</td> <td>0162-87-2316 (FAX 87-2317)</td> </tr> <tr> <td>稚内保健所</td> <td>稚内市末広4丁目2-27</td> <td>0162-33-2538 (FAX 0162-32-2253)</td> </tr> <tr> <td>利尻地域保健支所</td> <td>利尻町沓形字目出町 13-1</td> <td>0163-84-2247 (FAX 84-2246)</td> </tr> </tbody> </table>			名 称	所 在 地	連絡先	宗谷総合振興局		代 表 0162-33-2516 (内線 2191) ダイヤル 0162-33-2526 FAX 0162-33-2644	地域創生部 地域政策課	稚内市末広4丁目2-27		稚内建設管理部 (治水課 (河川・防災))	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2556 (FAX 0162-33-8207)	礼文出張所	礼文町大字船泊村字ウヰンナ 401	0162-87-2316 (FAX 87-2317)	稚内保健所	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2538 (FAX 0162-32-2253)	利尻地域保健支所	利尻町沓形字目出町 13-1	0163-84-2247 (FAX 84-2246)
名 称	所 在 地	連絡先																																																							
北海道開発局稚内開発建設部 防災対策官	稚内市末広5丁目6番1号	0162-33-1087 (FAX 0162-33-1051)																																																							
稚内港湾事務所 (第3工務課)	稚内市末広4丁目5番33号	0162-33-2758 (FAX 0162-34-1757)																																																							
北海道総合通信局 防災対策推進室	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-747-6451																																																							
宗谷森林管理署	稚内市中央1丁目2-7	0162-23-3617 (FAX 0162-23-3615)																																																							
礼文森林事務所	礼文町大字香深村字へウケトンナイ	0163-86-1606 (FAX 86-1606)																																																							
札幌管区气象台	札幌市中央区北2条西18-2	011-611-6127 (FAX 011-24-5951)																																																							
稚内地方气象台	技術課 防災業務課 (防災管理官)	稚内市開運2丁目2番1号稚内港湾合同庁舎 0162-23-2679 (FAX 0162-23-2679)																																																							
第一管区海上保安本部 稚内海上保安部	稚内市開運2丁目2-1	(代表)0162-22-0118 (救難)0162-23-2631 (FAX) 0162-29-2007																																																							
陸上自衛隊	第2師団 第3即応機動連隊	旭川市春光町 名寄市内淵84 0166-51-6111 (内線 2791) 01654-3-2137 (内線 230)																																																							
名 称	所 在 地	連絡先																																																							
宗谷総合振興局		代 表 0162-33-2516 (内線 2191) ダイヤル 0162-33-2526 FAX 0162-33-2644																																																							
地域創生部 地域政策課	稚内市末広4丁目2-27																																																								
稚内建設管理部 (治水課 (河川・防災))	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2556 (FAX 0162-33-8207)																																																							
礼文出張所	礼文町大字船泊村字ウヰンナ 401	0162-87-2316 (FAX 87-2317)																																																							
稚内保健所	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2538 (FAX 0162-32-2253)																																																							
利尻地域保健支所	利尻町沓形字目出町 13-1	0163-84-2247 (FAX 84-2246)																																																							

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新				旧		変更理由等
北海道警察 旭川方面本部	稚内警察署	稚内市大黒1丁目6-48	0162-86-0110			
	(香深駐在所)	礼文町大字香深村字トナイ700	0162-86-1110(同FAX)			
	(船泊駐在所)	礼文町大字船泊村字フォンナイ310-1	0162-87-2110(同FAX)			
<b>【関係町機関】</b>						
名称	課名	係名	所在地	電話番号	FAX番号	
稚内市	総務防災課	防災グループ	稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6161	0162-23-3350	
利尻町	総務課	防災情報室	利尻町杓形字緑町14番地1	0163-84-2345	0163-84-3553	
利尻富士町	企画政策課	防災情報係	利尻富士町鷺泊字富士野6番地	0163-82-1111	0163-82-1253	
豊富町	危機対策課	総務係	豊富町大通6丁目	0162-82-1001	0162-82-2806	
枝幸町	総務課	防災協働グループ	枝幸町本町916番地	0163-62-1234	0163-62-3353	
中頓別町	総務課	総務グループ	中頓別町字中頓別172番地6	01634-6-1111	01634-6-1155	
浜頓別町	総務課	総務係	浜頓別町中央南1番地	01634-2-2345	01634-2-4766	
猿払村	総務課	情報防災係	猿払村鬼志別西町172番地1	01635-2-3131	01635-2-3812	
幌延町	総務グループ	防災情報係	幌延町宮園町1番地1	01632-5-1111	01632-5-2971	
<b>【その他の機関】</b>						
名称		所在地	連絡先			
日本郵便(株)北海道支社 礼文香深郵便局		礼文町大字香深村字トナイ	0163-86-1760 (FAX86-1013)			
東日本電信電話株式会社北海道事業部災害対策室		札幌市中央区北1条西4丁目	011-212-4488			
北海道電力 ネットワーク株式会社	稚内ネットワークセンター	稚内市港3丁目1番13号	0162-23-4001 (FAX 0162-23-2017)			
	礼文発電所	礼文町大字香深村字ヲハシトロナイ357-1	0163-87-2805 (FAX 0163-87-2457)			
一般社団法人宗谷医師会		稚内市宝来1丁目1番1号	0162-24-1510			
ハートランドフェリー(株)稚内支店		稚内市開運2丁目7-1	0162-23-3780 (FAX 0162-23-6730)			
宗谷バス(株)礼文営業所		礼文町大字香深村字ワシ	0163-86-1020 (FAX 0163-86-2151)			
礼文町商工会		礼文町大字香深村字ハッシュェ960番地1	0163-86-1376 (FAX 0163-86-1580)			
香深漁業協同組合		礼文町大字香深字トナイ	0163-86-1745 (FAX 0163-86-1583)			

礼文町国民保護計画 新旧対照表

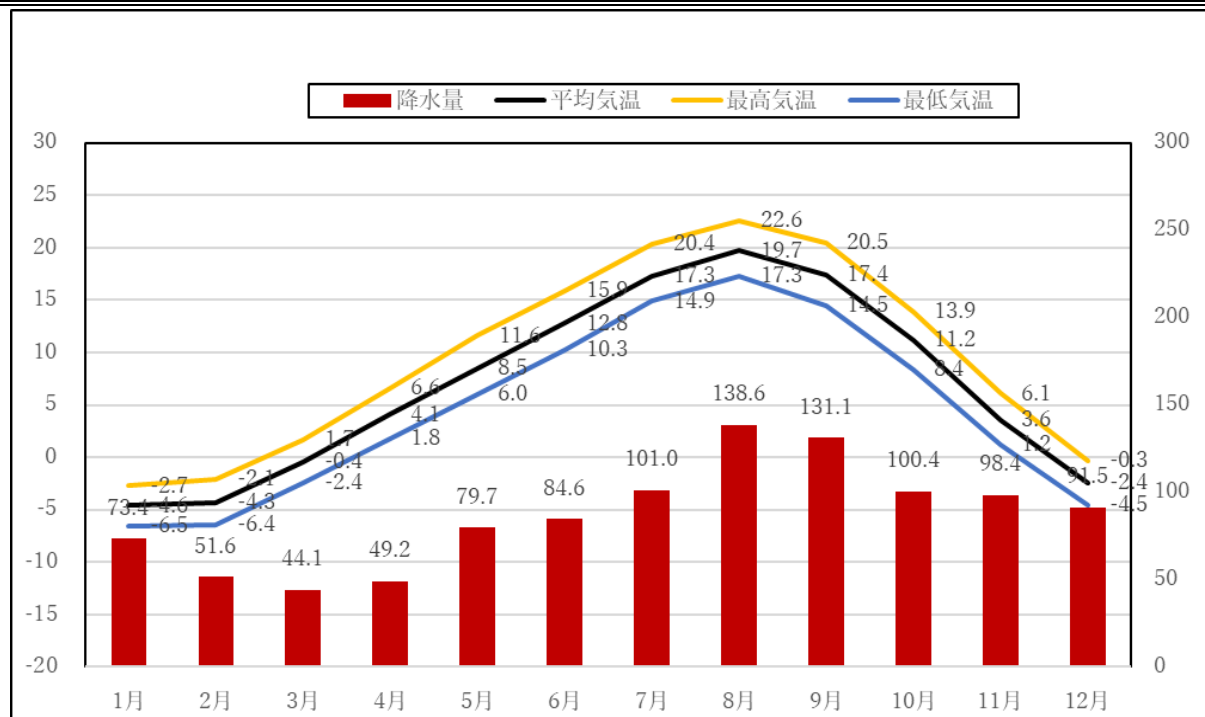
新			旧													変更理由等																																																																																																																
船泊漁業協同組合	礼文町大字船泊村字フシナイ	0163-87-2101 (FAX 0163-87-3015)														文言の修正																																																																																																																
礼文町国民健康保険船泊診療所	礼文町大字船泊村字ケンナ体 413	0163-87-2771 (FAX 0163-87-2594)																																																																																																																														
利尻礼文消防事務組合	消防本部	利尻町杓形字泉町 68 番地 0163-84-2742 (FAX 0163-84-2934)																																																																																																																														
	礼文支署	礼文町大字香深村字トナイ 40 番地 1 0163-86-1119 (FAX 0163-86-1971)																																																																																																																														
<p><b>第4章 町の地理的、社会的特徴</b></p> <p>(1) 地形 本町は、我が国最北端の離島として北緯45度30分14秒、東経141度4分16秒の位置にあり、北海道北端の稚内市より西方59kmの日本海洋上に蠍(さそり)が手を広げたような格好で浮かんでおり、その南側には僅か8kmあまりの礼文水道を隔てて利尻島が並んでいる。 地形の特徴としては、南北29km、東西8kmと細長く標高は島内中央部の最高地点である礼文岳(490m)を除けば、南部及び中部は概ね200mから300mの山地が連続し東側は海岸に向かって次第に下降しているが、西側は急傾斜する海蝕崖として断崖絶壁をなし海に臨んでおり、面積81.64km<sup>2</sup>、海岸線の延長は72kmである。</p> <p>(2) 気候 本町は、<u>日本最北端の宗谷地方の寒冷な気候ではあるが、対馬海流の影響を受け、宗谷地方の内陸の気候に比べ、比較的寒暖の差は小さい。年間の降水量は1,000ミリ前後であり、年間の平均風速は毎秒3.5メートル前後と極端に強くはないものの、日最大瞬間風速が毎秒25メートルを超える日がしばしばある。春と秋は比較的晴れる日が多いものの、夏はオホーツク海高気圧の影響や前線の影響により、曇りや雨の日が多く、冬は季節風の影響により雪の日が多い。</u></p> <p>■2003年～2020年の気象 削除</p>			<p><b>第4章 町の地理的、社会的特徴</b></p> <p>(1) 地形 本町は、我が国最北端の離島として北緯45度30分14秒、東経141度4分16秒の位置にあり、北海道北端の稚内市より西方59kmの日本海洋上に蠍が手を広げたような格好で浮かんでおり、その南側には僅か8kmあまりの礼文水道を隔てて利尻島が並んでいる。 地形の特徴としては、南北29km、東西8kmと細長く標高は島内中央部の最高地点である礼文岳(490m)を除けば、南部及び中部は概ね200mから300mの山地が連続し東側は海岸に向かって次第に下降しているが、西側は急傾斜する海蝕崖として断崖絶壁をなし海に臨んでおり、面積81.33km<sup>2</sup>、海岸線の延長は72kmである。</p> <p>(2) 気候 本町は、<u>北海道の西北端日本海上に位置しているが、沿岸一帯を流れる対馬暖流の影響を受け、本道の内陸部に比べると比較的温暖であり、四季を通じての最高気温は27度、最低でも零下13度以下になることは稀で、年間を通じて降雨・降雪は少ないが、季節風が強く北方離島特有の自然条件下にある。</u></p> <p>■平成17年の気象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>全年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降水量 mm</td> <td>73</td> <td>52</td> <td>55</td> <td>56</td> <td>128</td> <td>77</td> <td>24</td> <td>157</td> <td>121</td> <td>91</td> <td>106</td> <td>56</td> <td>996</td> </tr> <tr> <td>平均気温 ℃</td> <td>-5.8</td> <td>-5.0</td> <td>-1.0</td> <td>1.9</td> <td>8.6</td> <td>11.8</td> <td>18.3</td> <td>21.0</td> <td>17.6</td> <td>10.9</td> <td>4.4</td> <td>-2.5</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>最高気温 ℃</td> <td>2.6</td> <td>3.8</td> <td>4.7</td> <td>12.2</td> <td>19.1</td> <td>19.7</td> <td>25.5</td> <td>26.8</td> <td>24.3</td> <td>21.1</td> <td>15.0</td> <td>6.2</td> <td>26.8</td> </tr> <tr> <td>最低気温 ℃</td> <td>-12.4</td> <td>-12.7</td> <td>-7.6</td> <td>-3.1</td> <td>0.2</td> <td>4.3</td> <td>11.0</td> <td>16.3</td> <td>9.3</td> <td>1.2</td> <td>-5.3</td> <td>-7.9</td> <td>-12.7</td> </tr> <tr> <td>平均風速 m/s</td> <td>2.6</td> <td>3.2</td> <td>4.5</td> <td>3.9</td> <td>4.5</td> <td>3.2</td> <td>3.1</td> <td>3.0</td> <td>3.1</td> <td>3.6</td> <td>3.1</td> <td>2.8</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>最大風速 m/s</td> <td>15.0</td> <td>16.0</td> <td>18.0</td> <td>14.0</td> <td>12.0</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> <td>14.0</td> <td>13.0</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>東北東</td> <td>南西</td> <td>東北東</td> <td>東北東</td> <td>東北東</td> <td>西南西</td> <td>南西</td> <td>西南西</td> <td>東北東</td> <td>南西</td> <td>南西</td> <td>東北東</td> <td>東北東</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料「気象庁観測データ」)</p>													区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年	降水量 mm	73	52	55	56	128	77	24	157	121	91	106	56	996	平均気温 ℃	-5.8	-5.0	-1.0	1.9	8.6	11.8	18.3	21.0	17.6	10.9	4.4	-2.5	6.7	最高気温 ℃	2.6	3.8	4.7	12.2	19.1	19.7	25.5	26.8	24.3	21.1	15.0	6.2	26.8	最低気温 ℃	-12.4	-12.7	-7.6	-3.1	0.2	4.3	11.0	16.3	9.3	1.2	-5.3	-7.9	-12.7	平均風速 m/s	2.6	3.2	4.5	3.9	4.5	3.2	3.1	3.0	3.1	3.6	3.1	2.8	3.4	最大風速 m/s	15.0	16.0	18.0	14.0	12.0	8.0	8.0	9.0	14.0	13.0	10.0	10.0	18.0	風向	東北東	南西	東北東	東北東	東北東	西南西	南西	西南西	東北東	南西	南西	東北東	東北東	経年変化等に伴う修正
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年																																																																																																																			
降水量 mm	73	52	55	56	128	77	24	157	121	91	106	56	996																																																																																																																			
平均気温 ℃	-5.8	-5.0	-1.0	1.9	8.6	11.8	18.3	21.0	17.6	10.9	4.4	-2.5	6.7																																																																																																																			
最高気温 ℃	2.6	3.8	4.7	12.2	19.1	19.7	25.5	26.8	24.3	21.1	15.0	6.2	26.8																																																																																																																			
最低気温 ℃	-12.4	-12.7	-7.6	-3.1	0.2	4.3	11.0	16.3	9.3	1.2	-5.3	-7.9	-12.7																																																																																																																			
平均風速 m/s	2.6	3.2	4.5	3.9	4.5	3.2	3.1	3.0	3.1	3.6	3.1	2.8	3.4																																																																																																																			
最大風速 m/s	15.0	16.0	18.0	14.0	12.0	8.0	8.0	9.0	14.0	13.0	10.0	10.0	18.0																																																																																																																			
風向	東北東	南西	東北東	東北東	東北東	西南西	南西	西南西	東北東	南西	南西	東北東	東北東																																																																																																																			
																具体的記述等への変更																																																																																																																

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新

旧

変更理由等



追加

区分	平均気温 °C	最高気温 °C	最低気温 °C	降水量 mm	平均風速 m/s	日照時間 h
1月	-4.6	-2.7	-6.5	73.4	2.8	47.5
2月	-4.3	-2.1	-6.4	51.6	3.1	72.2
3月	-0.4	1.7	-2.4	44.1	3.6	153.8
4月	4.1	6.6	1.8	49.2	3.8	192.7
5月	8.5	11.6	6.0	79.7	4.1	170.4
6月	12.8	15.9	10.3	84.6	3.8	125.9
7月	17.3	20.4	14.9	101.0	3.5	126.5
8月	19.7	22.6	17.3	138.6	3.5	154.2
9月	17.4	20.5	14.5	131.1	3.4	186.7
10月	11.2	13.9	8.4	100.4	3.5	159.6
11月	3.6	6.1	1.2	98.4	3.4	82.0
12月	-2.4	-0.3	-4.5	91.5	3.2	42.5
全年	6.9	9.5	4.5	1049.1	3.5	1514.3
統計期間	2003年～2020年					

(資料「気象庁観測データ」)

(3) 人口分布

本町の人口は、国勢調査によると昭和30年の9,874人をピークに減少傾向をたどり令和2年には2,509人となり、その減少率は75.5%となっている。最近の推移については平成27年の2,773人に対し令和2年には264人が減少し、減少率は11.5%となっており、その減少の激しさが顕著に現れている。年齢階層別にみると、人口動態では若年層の減少が続くなかで、65歳以上の高齢者については令和4年2月現在で総人口の37.9%を占め、高齢化が著しく進行しており、今後においても高齢化率の増加が予想される。また、本町には香深地区と船泊地区があり、香深地区の方が若干人口は多く、両地区ともに市街地に集中し、それ以外の人口の減少は著しく、高齢化比率も高くなっている。

(3) 人口分布

本町の人口は、国勢調査によると昭和30年の9,874人をピークに減少傾向をたどり平成17年には3,410人となり、その減少率は65.5%となっている。最近の推移については平成12年の3,856人に対し平成17年には446人が減少し、減少率は11.6%となっており、その減少の激しさが顕著に現れている。人口動態では若年層の減少が続くなかで、65歳以上の高齢者については平成18年9月現在で総人口の30.9%を占め、高齢化が著しく進行している。また、本町には香深地区と船泊地区があり、香深地区の方が若干人口は多いものの高齢化比率も高く、船泊地区の方が15歳未満人口は多い状況となっている。

経年変化等に伴う修正

## 礼文町国民保護計画 新旧対照表

新						旧						変更理由等
<b>■礼文町の総人口及び人口増減数</b> (単位：人、%)						<b>■礼文町の総人口及び人口増減数</b> (単位：人、%)						具体的記述等への変更
年次	人 口			総数の対前回比		年次	人 口			総数の対前回比		
	総数	男	女	増減数	率		総数	男	女	増減数	率	
昭和30年	9,874	5,097	4,777			昭和30年	9,874	5,097	4,777			
35	8,795	4,523	4,272	△1,079	△10.9	35	8,795	4,523	4,272	△1,079	△10.9	
40	8,374	4,286	4,088	△421	△4.8	40	8,374	4,286	4,088	△421	△4.8	
45	7,535	3,790	3,745	△839	△10.0	45	7,535	3,790	3,745	△839	△10.0	
50	6,525	3,332	3,193	△1,010	△10.4	50	6,525	3,332	3,193	△1,010	△10.4	
55	5,990	3,016	2,974	△535	△8.2	55	5,990	3,016	2,974	△535	△8.2	
60	5,724	2,884	2,840	△266	△4.4	60	5,724	2,884	2,840	△266	△4.4	
平成2年	5,121	2,552	2,569	△603	△10.5	平成2年	5,121	2,552	2,569	△603	△10.5	
7	4,375	2,172	2,203	△746	△14.6	7	4,375	2,172	2,203	△746	△14.6	
12	3,856	1,923	1,933	△519	△11.9	12	3,856	1,923	1,933	△519	△11.9	
17	3,410	1,661	1,749	△446	△11.6	17	3,410	1,661	1,749	△446	△11.6	
<u>22</u>	<u>3,078</u>	<u>1,532</u>	<u>1,546</u>	<u>△332</u>	<u>△13.4</u>							
<u>27</u>	<u>2,773</u>	<u>1,398</u>	<u>1,375</u>	<u>△305</u>	<u>△10.8</u>							
<u>令和2年</u>	<u>2,509</u>	<u>1,284</u>	<u>1,225</u>	<u>△264</u>	<u>△11.5</u>							
(資料「国勢調査」)						(資料「国勢調査」)						
<b>■人口分布 (令和4年4月)</b>						追加						
男 (1,175人)						女 (1,146人)						
												
(資料「住民基本台帳」)												

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新											旧											変更理由等
■年齢別、地域別人口（令和4年4月1日）											■年齢別、地域別人口（平成18年9月末）											経年変化等に伴う修正
(単位：人、%)											(単位：人、%)											
地区	人口			世帯数	15歳未満		15～64歳		65歳以上		地区	人口			世帯数	15歳未満		15～64歳		65歳以上		
	総数	男	女		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比		総数	男	女		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
内 路	51	29	22	29	3	6	24	47	24	47	内 路	86	39	47	35	9	10.5	47	54.6	30	34.9	
起 登 白	22	11	11	12	1	5	13	59	8	36	起 登 白	45	21	24	19	3	6.7	26	57.8	16	35.5	
香深井 1	194	85	109	126	16	8	99	51	79	41	香深井 1	229	103	126	123	23	10.0	128	55.9	78	34.1	
香深井 2	43	21	22	22	2	5	18	42	23	53	香深井 2	65	33	32	24	8	12.3	30	46.2	27	41.5	
手 然	33	17	16	18	4	12	18	55	11	33	手 然	44	25	19	21	2	4.6	24	54.5	18	40.9	
津 軽 町	176	84	92	73	32	18	103	59	41	23	津 軽 町	210	105	105	89	34	16.2	139	66.2	37	17.6	
会 所 前	161	77	84	85	23	14	97	60	41	26	会 所 前	201	91	110	102	19	9.4	135	67.2	47	23.4	
入 舟	202	93	109	104	26	13	101	50	75	37	入 舟	299	138	161	122	41	13.7	179	59.9	79	26.4	
尺 忍	103	57	46	62	7	1	57	58	39	41	尺 忍	139	64	75	57	16	11.5	91	65.5	32	23.0	
差 閉	63	30	33	32	2	3	24	38	37	59	差 閉	108	50	58	47	7	6.5	52	48.1	49	45.4	
奮 部	31	18	13	20	1	3	16	52	14	45	奮 部	58	28	30	30	6	10.3	28	48.3	24	41.4	
知 床	102	49	53	56	7	7	44	43	51	50	知 床	153	68	85	74	8	5.2	63	41.2	82	53.6	
元 地	84	45	39	42	9	12	37	44	38	44	元 地	133	65	68	59	7	5.3	64	48.1	62	46.6	
香深地区計	1,265	616	649	681	133	11	651	51	481	38	香深地区計	1,770	830	940	802	183	10.4	1,006	56.8	581	32.8	
赤 岩 1	39	24	15	26	0	0	21	54	18	46	赤 岩 1	68	40	28	37	4	5.9	52	76.5	12	17.6	
赤 岩 2	39	21	18	17	4	10	17	44	18	46	赤 岩 2	53	25	28	18	6	11.3	28	52.8	19	35.9	
上 泊	39	21	18	23	1	3	13	33	25	64	上 泊	71	31	40	28	8	11.3	37	52.1	26	36.6	
高 山	36	20	16	20	4	11	9	25	23	64	高 山	73	34	39	35	3	4.1	23	31.5	47	64.4	
幌 泊 1	22	13	9	9	1	5	11	50	10	45	幌 泊 1	29	13	16	11	1	3.4	16	55.2	12	41.4	
幌 泊 2	34	20	14	16	4	12	11	32	19	56	幌 泊 2	46	24	22	18	1	2.2	28	60.9	17	36.9	
五 番 地	41	25	16	17	5	12	23	56	13	32	五 番 地	56	25	31	15	10	17.9	26	46.4	20	35.7	
大 備 1	90	44	46	39	10	11	42	47	38	42	大 備 1	125	61	64	51	19	15.2	73	58.4	33	26.4	
大備中央	70	34	36	37	4	6	30	43	36	51	大備中央	89	40	49	42	5	5.6	60	67.4	24	27.0	
大 備 3	184	98	86	86	28	15	117	64	39	21	大 備 3	189	97	92	86	24	12.7	137	72.5	28	14.8	
沼 の 沢	14	13	1	13	0	0	12	86	2	14	沼 の 沢	14	13	1	13	0	0	12	86	2	14	
大備湖畔	211	110	101	105	28	13	139	66	44	21	大備湖畔	317	166	151	143	67	21.1	214	67.5	36	11.4	
浜 中	71	34	37	43	1	1	27	38	43	61	浜 中	150	72	78	72	10	6.7	71	47.3	69	46.0	
江 戸 屋	27	13	14	13	0	0	10	37	17	63	江 戸 屋	55	27	28	20	7	12.7	25	45.5	23	41.8	
白 浜	21	10	11	11	0	0	4	19	17	81	白 浜	68	34	34	30	4	5.9	34	50.0	30	44.1	
須 古 頓	24	11	13	10	24	8	9	38	13	54	須 古 頓	80	39	41	29	11	13.8	52	65.0	17	21.2	
鮑 古 丹	2	1	1	2	0	0	0	0	2	100	鮑 古 丹	60	30	30	21	5	8.4	35	58.3	20	33.3	
鉄 府	48	29	19	21	3	6	27	56	18	38	鉄 府	10	6	4	4	0	0.0	5	50.0	5	50.0	
西 上 泊	33	14	19	16	2	6	10	30	21	64	西 上 泊	4	2	2	2	0	0.0	0	0.0	4	100.0	
宇 遠 内	8	3	5	3	3	38	3	37	2	25	宇 遠 内	60	30	30	21	5	8.4	35	58.3	20	33.3	
召 国	3	1	2	2	0	0	0	0	3	100	召 国	10	6	4	4	0	0.0	5	50.0	5	50.0	
船泊地区計	1,056	559	497	529	100	9	535	51	421	40	船泊地区計	1,543	766	777	662	185	12.0	916	59.4	442	28.6	
合 計	2,321	1,175	1,146	1,210	233	10	1,186	51	902	39	合 計	3,313	1,596	1,717	1,464	368	11.1	1,922	58.0	1,023	30.9	

(資料「住民基本台帳」)

(資料「住民基本台帳」)

## 礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等									
<p>(4) 道路の位置 本町の道路網は、島の東海岸に沿って香深地区と船泊地区を結ぶ主要幹線である道道と、生活路線的役割を果たす町道とがある。道道は、礼文島線・船泊港利礼公園線・礼文空港線・元地香深線の4路線があり、その総延長は <u>38.5km</u> で舗装率は約 100%となっている。また、町道は路線数が <u>136</u> 路線あり、その総延長は <u>95.1km</u>、舗装率は約 <u>26%</u> となっている。</p> <p>(5) 空港、港湾の位置等 空港は、北海道が設置管理する第3種礼文空港が船泊地区にあり、800mの滑走路を有し、昭和53年6月に開設したが、現在は定期航空路線を運休している。港湾は、礼文島の南側香深地区に本町の表玄関として <u>4,200</u> t級のフェリーが寄港し離島住民の生活や福祉、観光、物流等ライフラインとして本土との交通の重要な拠点となっている香深港と、流氷による離島定期航路の閉鎖時等を含め、防災対策上或いは漁業基地として重要な役割を担う香深港船泊分港が船泊地区にある。</p> <p>(6) 自衛隊施設等 (略)</p> <p><u>(7) その他</u> <u>発電所施設は、北海道電力ネットワーク株式会社礼文発電所が香深地区キトウスに、また三菱電機株式会社礼文発電所が船泊地区ヲチカフナイに所在する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">発電方式</th> <th style="text-align: center;">発電容量 (町内割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北海道電力ネットワーク株式会社礼文発電所</td> <td style="text-align: center;">火力発電</td> <td style="text-align: center;"><u>4,450 k w</u> (約 70%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三菱電機株式会社礼文発電所</td> <td style="text-align: center;">(内燃力)</td> <td style="text-align: center;"><u>1,250 k w</u> (約 30%)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	発電方式	発電容量 (町内割合)	北海道電力ネットワーク株式会社礼文発電所	火力発電	<u>4,450 k w</u> (約 70%)	三菱電機株式会社礼文発電所	(内燃力)	<u>1,250 k w</u> (約 30%)	<p>(4) 道路の位置等 本町の道路網は、島の東海岸に沿って香深地区と船泊地区を結ぶ主要幹線である道道と、生活路線的役割を果たす町道とがある。道道は、礼文島線・船泊港利礼公園線・礼文空港線・元地香深線の4路線があり、その総延長は <u>38.7km</u> で舗装率は約 100%となっている。また、町道は路線数が <u>133</u> 路線あり、その総延長は <u>90.0km</u>、舗装率は約 <u>21%</u> となっている。</p> <p>(5) 空港、港湾の位置等 空港は、北海道が設置管理する第3種礼文空港が船泊地区にあり、800mの滑走路を有し、昭和53年6月に開設したが、現在は定期航空路線を運休している。港湾は、礼文島の南側香深地区に本町の表玄関として <u>3,500</u> t級のフェリーが寄港し離島住民の生活や福祉、観光、物流等ライフラインとして本土との交通の重要な拠点となっている香深港と、流氷による離島定期航路の閉鎖時等を含め、防災対策上或いは漁業基地として重要な役割を担う香深港船泊分港が船泊地区にある。</p> <p>(6) 自衛隊施設等 (略)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">追加</p>	<p>経年変化に伴う修正</p> <p>経年変化に伴う修正</p> <p>具体的記述等への変更</p> <p>具体的記述等への変更</p>
名 称	発電方式	発電容量 (町内割合)									
北海道電力ネットワーク株式会社礼文発電所	火力発電	<u>4,450 k w</u> (約 70%)									
三菱電機株式会社礼文発電所	(内燃力)	<u>1,250 k w</u> (約 30%)									
<h3>第5章 町国民保護計画が対象とする事態</h3> <p><b>1 武力攻撃事態</b> 町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。 なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。</p> <p><u>(1) 着上陸侵攻</u></p> <p><u>ア 特徴</u></p> <p><u>(ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</u></p> <p><u>(イ) 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</u></p> <p><u>(ウ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。</u></p> <p><u>(エ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</u></p> <p><u>イ 留意点</u> <u>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難</u></p>	<h3>第5章 町国民保護計画が対象とする事態</h3> <p><b>1 武力攻撃事態</b> 町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。 なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。</p> <p><u>① 着上陸侵攻</u></p> <p><u>② ゲリラや特殊部隊による攻撃</u></p> <p><u>③ 弾道ミサイル攻撃</u></p> <p><u>④ 航空攻撃</u></p> <p><u>※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。</u></p>	<p>具体的記述等への変更</p>									

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p><u>が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</u></p> <p><u>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃</u></p> <p><u>ア 特徴</u></p> <p><u>(ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力事業所などに対する注意が必要である。</u></p> <p><u>(イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</u></p> <p><u>イ 留意点</u></p> <p><u>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある場合においては、町は、道及び道警察、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関等と連携し安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、町長又は知事による退避の指示又は警戒区域の設定など、時宜に応じた措置を行うことが必要である。</u></p> <p><u>(3) 弾道ミサイル攻撃</u></p> <p><u>ア 特徴</u></p> <p><u>(ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</u></p> <p><u>(イ) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</u></p> <p><u>イ 留意点</u></p> <p><u>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</u></p> <p><u>(4) 航空攻撃</u></p> <p><u>ア 特徴</u></p> <p><u>(ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。</u></p> <p><u>(イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</u></p> <p><u>(ウ) なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</u></p> <p><u>(エ) 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</u></p> <p><u>イ 留意点</u></p>		

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p><u>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</u></p> <p><b>2 緊急対処事態</b></p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p><u>ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</u></p> <p>(ア) 事態例</p> <p><u>a 原子力事業所等の破壊</u></p> <p><u>b 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</u></p> <p><u>c 危険物積載船への攻撃</u></p> <p><u>d ダムの破壊</u></p> <p>(イ) 被害の概要</p> <p><u>a 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害</u> <u>大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。汚染された飲食物を摂取した住民も被ばくする。</u></p> <p><u>b 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害</u> <u>爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。</u></p> <p><u>c 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害</u> <u>危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。</u></p> <p><u>d ダムが破壊された場合の主な被害</u> <u>ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</u></p> <p><u>イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</u></p> <p>(ア) 事態例</p> <p><u>a 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</u></p> <p><u>b 列車等の爆破</u></p> <p>(イ) 被害の概要</p> <p><u>大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。</u></p> <p>(2) 攻撃手段による分類</p> <p><u>ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</u></p> <p>(ア) 事態例</p> <p><u>a ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</u></p> <p><u>b 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</u></p> <p><u>c 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</u></p> <p><u>d 水源地に対する毒素等の混入</u></p> <p>(イ) 被害の概要</p> <p><u>a 放射性物質等</u></p>	<p><b>2 緊急対処事態</b></p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p>① <u>危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</u> <u>原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊</u></p> <p>② <u>多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</u> <u>大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破</u></p> <p>(2) 攻撃手段による分類</p> <p>① <u>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</u> <u>ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入</u></p>	<p>具体的記述等への変更</p>

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等										
<p><u>ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると後年、ガンを発症することもある。</u></p> <p><u>小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による放射線障害等である。</u></p> <p>b <u>生物剤（毒素を含む）による攻撃</u></p> <p><u>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。</u></p> <p>c <u>化学剤による攻撃</u></p> <p><u>一般に化学剤は、地形や気象等の影響を受けて風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有の匂いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</u></p> <p><u>イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</u></p> <p>(ア) <u>事態例</u></p> <p>a <u>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</u></p> <p>b <u>弾道ミサイル等の飛来</u></p> <p>(イ) <u>被害の概要</u></p> <p><u>主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</u></p>	<p>② <u>破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</u></p> <p><u>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来</u></p> <p>※ <u>上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。</u></p>											
<p style="text-align: center;"><b>第2編 平素からの備えや予防</b></p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 町における組織・体制の整備</p> <p>1 <u>町各課等における平素の業務</u></p> <p>町各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>※【<u>町各課等</u>における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="166 1423 1323 1976"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各課等共通</td> <td>・<u>町長の命ずる事項</u></td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護措置の準備の統括及び情報収集に関すること</u></li> <li>・国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・町国民保護計画に関すること</li> <li>・国民保護対策本部等の設置、運営に関すること</li> <li>・職員の体制整備に関すること</li> <li>・関係機関（他市町村、道、国、消防、警察、自衛隊、自治会、報道等）との連絡調整に関すること</li> <li>・<u>国及び道に対する要請及び報告に関すること</u></li> <li>・<u>道を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること</u></li> <li>・安否情報の収集・提供の体制整備に関すること</li> <li>・被災情報の収集・提供の体制整備に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	課名	平素の業務	各課等共通	・ <u>町長の命ずる事項</u>	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護措置の準備の統括及び情報収集に関すること</u></li> <li>・国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・町国民保護計画に関すること</li> <li>・国民保護対策本部等の設置、運営に関すること</li> <li>・職員の体制整備に関すること</li> <li>・関係機関（他市町村、道、国、消防、警察、自衛隊、自治会、報道等）との連絡調整に関すること</li> <li>・<u>国及び道に対する要請及び報告に関すること</u></li> <li>・<u>道を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること</u></li> <li>・安否情報の収集・提供の体制整備に関すること</li> <li>・被災情報の収集・提供の体制整備に関すること</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>第2編 平素からの備えや予防</b></p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 町における組織・体制の整備</p> <p>1 <u>町各課における平素の業務</u></p> <p>町各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>※【<u>町各課</u>における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="1418 1423 2576 1976"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・町国民保護計画に関すること</li> <li>・国民保護対策本部に関すること</li> <li>・職員の体制整備に関すること</li> <li>・関係機関（他市町村、道、国、消防、警察、自衛隊、自治会、報道等）との連絡調整に関すること</li> <li>・安否情報の収集・提供の体制整備に関すること</li> <li>・被災情報の収集・提供の体制整備に関すること</li> <li>・<u>防災行政無線</u>の管理及び通信体制の整備に関すること</li> <li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・避難施設の指定の協力・周知・管理等に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	課名	平素の業務	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・町国民保護計画に関すること</li> <li>・国民保護対策本部に関すること</li> <li>・職員の体制整備に関すること</li> <li>・関係機関（他市町村、道、国、消防、警察、自衛隊、自治会、報道等）との連絡調整に関すること</li> <li>・安否情報の収集・提供の体制整備に関すること</li> <li>・被災情報の収集・提供の体制整備に関すること</li> <li>・<u>防災行政無線</u>の管理及び通信体制の整備に関すること</li> <li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・避難施設の指定の協力・周知・管理等に関すること</li> </ul>	<p>組織改編に伴う変更及び文言の修正</p>
課名	平素の業務											
各課等共通	・ <u>町長の命ずる事項</u>											
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護措置の準備の統括及び情報収集に関すること</u></li> <li>・国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・町国民保護計画に関すること</li> <li>・国民保護対策本部等の設置、運営に関すること</li> <li>・職員の体制整備に関すること</li> <li>・関係機関（他市町村、道、国、消防、警察、自衛隊、自治会、報道等）との連絡調整に関すること</li> <li>・<u>国及び道に対する要請及び報告に関すること</u></li> <li>・<u>道を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること</u></li> <li>・安否情報の収集・提供の体制整備に関すること</li> <li>・被災情報の収集・提供の体制整備に関すること</li> </ul>											
課名	平素の業務											
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・町国民保護計画に関すること</li> <li>・国民保護対策本部に関すること</li> <li>・職員の体制整備に関すること</li> <li>・関係機関（他市町村、道、国、消防、警察、自衛隊、自治会、報道等）との連絡調整に関すること</li> <li>・安否情報の収集・提供の体制整備に関すること</li> <li>・被災情報の収集・提供の体制整備に関すること</li> <li>・<u>防災行政無線</u>の管理及び通信体制の整備に関すること</li> <li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・避難施設の指定の協力・周知・管理等に関すること</li> </ul>											

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新		旧		変更理由等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>町情報システム</u>の管理及び通信体制の整備に関する事</li> <li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事</li> <li>・避難実施要領の策定に関する事</li> <li>・避難施設の指定の協力・周知・管理等に関する事</li> <li>・国民保護措置についての研修及び訓練に関する事</li> <li>・運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握に関する事</li> <li>・物資及び資材の備蓄等に関する事</li> <li>・国民保護に関する啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付等に関する事</li> <li>・国民保護措置関係予算その他財政に関する事</li> <li>・その他各課の事務に属さないこと</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の避難誘導に関する事</li> <li>・国民保護措置についての研修及び訓練に関する事</li> <li>・運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握に関する事</li> <li>・物資及び資材の備蓄等に関する事</li> <li>・国民保護に関する啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付等に関する事</li> <li>・国民保護措置関係予算その他財政に関する事</li> <li>・その他各課の事務に属さないこと</li> </ul>	
町 民 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>福祉関係団体等</u>との連絡調整に関する事</li> <li>・<u>住民の避難誘導及び避難施設の運営等の体制整備</u>に関する事</li> <li>・<u>日本赤十字北海道支部等との連絡調整による</u>ボランティア等の支援・調整体制の整備に関する事</li> <li>・<u>赤十字標章等の使用許可申請準備等</u>に関する事</li> <li>・保育所園児の避難、救援等の体制整備に関する事</li> <li>・義援金、救援物資の<u>集配</u>体制の整備に関する事</li> <li>・生活必需品等の給与・確保体制の整備に関する事</li> <li>・<u>遺体</u>処理、火葬、埋葬の体制整備に関する事</li> </ul>	町 民 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>福祉、医療関係団体等</u>との連絡調整に関する事</li> <li>・<u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備</u>に関する事</li> <li>・避難施設の運営等の体制整備に関する事</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・ボランティア等の支援・調整体制の整備に関する事</li> <li>・保育所園児の避難、救援等の体制整備に関する事</li> <li>・義援金、救援物資の<u>収配</u>体制の整備に関する事</li> <li>・生活必需品等の給与・確保体制の整備に関する事</li> <li>・<u>住民の健康維持、保健衛生の体制整備</u>に関する事</li> <li>・<u>食品衛生、食中毒防止体制の整備</u>に関する事</li> <li>・<u>死体</u>処理、火葬、埋葬の体制整備に関する事</li> <li>・<u>廃棄物、し尿の処理体制の整備</u>に関する事</li> <li>・<u>他課に属しない生活支援及び保護</u>に関する事</li> </ul>	
保 健 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備</u>に関する事</li> <li>・<u>避難施設の運営等の体制整備</u>に関する事</li> <li>・<u>住民の健康維持、保健衛生</u>に関する事</li> <li>・<u>食品衛生、食中毒防止体制の整備</u>に関する事</li> <li>・<u>避難所の開設及び管理の応援協力体制の整備</u>に関する事</li> </ul>	追加	追加	
産 業 課	(略)	産 業 課	(略)	
建 設 課	(略)	建 設 課	(略)	
出 納 室	(略)	出 納 室	(略)	
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>議長、副議長及び各議員への連絡調整</u>に関する事</li> <li>・<u>緊急応援</u>に関する事</li> </ul>	追加	追加	
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学校等</u>への警報等の内容の伝達体制の整備に関する事</li> <li>・児童生徒の安全に関する事</li> <li>・避難施設の確保、開設、運営に関する調査等に関する事</li> <li>・文教施設等の状況把握及び対策の体制整備に関する事</li> <li>・文化財の保護に関する事</li> </ul>	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>小・中学校</u>への警報等の内容の伝達体制の整備に関する事</li> <li>・児童生徒の安全指導に関する事</li> <li>・避難施設の確保、開設、運営に関する調査等に関する事</li> <li>・文教施設等の状況把握及び対策の体制整備に関する事</li> <li>・文化財の保護に関する事</li> </ul>	
衛生センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>廃棄物及び汚物の処理体制</u>に関する事</li> </ul>	追加	追加	

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新		旧		変更理由等																											
<p><u>船泊支所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設及び運営に関すること</li> <li>・保育所園児の避難、救援等の体制整備に関すること</li> <li>・緊急輸送及び救助等のための空港調整に関すること</li> </ul>		追加	追加																												
<p><u>船泊診療所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急医療救護、収容、介護及び救護の体制整備に関すること。</li> <li>・救護所の設置及び管理等の体制整備に関すること</li> <li>・医療の委託に関すること</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制整備に関すること</li> <li>・医療の薬品等の調達に関すること</li> <li>・入院患者、通院患者等の避難誘導の体制整備に関すること</li> </ul>		追加	追加																												
<p>※【消防機関における平素の業務】</p> <table border="1"> <tr> <td>消防本部・支署</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		消防本部・支署	(略)	<p>※【消防機関における平素の業務】</p> <table border="1"> <tr> <td>消防本部・支署</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		消防本部・支署	(略)	<p>現有体制等に伴う変更</p>																							
消防本部・支署	(略)																														
消防本部・支署	(略)																														
<p><b>2 町職員の参集基準等</b></p> <p>(2) 24時間即応体制の確立 (略) 削除</p>		<p><b>2 町職員の参集基準等</b></p> <p>(2) 24時間即応体制の確立 (略)</p> <p>※【町における24時間体制の確保について】(参考情報)</p> <p>(1) 町の各課での対応充実</p> <p><u>常備消防機関との連携を図りつつ、当直等の強化(守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要である。</u></p> <p>(2) 常備消防機関との連携強化</p> <p><u>夜間、休日等における初動連絡体制(警報受領及び現場情報受領、町長その他関係機関への連絡)に限定して常備消防機関に事務を委ねることが選択肢として考えられる。その際、構成町においては、初動の連絡を受領次第速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は当該町が常備消防機関より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。この場合、常備消防機関は、特に構成町の長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、各町と常備消防機関との連携を密にし、各町の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施しておく。</u></p> <p><u>また、消防本部より住民への初動連絡ができるよう、防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防機関に設置することが重要である。</u></p>																													
<p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 (略)</p> <p>【町対策本部長、町対策副本部長の代替職員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th></th> <th>代替職員(第1順位)</th> <th>代替職員(第2順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町対策本部長</td> <td>町長</td> <td>副町長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町対策副本部長</td> <td>副町長</td> <td>教育長</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>総務課長</td> <td>町民課長</td> </tr> </tbody> </table>		名称		代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	町対策本部長	町長	副町長	教育長	町対策副本部長	副町長	教育長	総務課長	教育長	総務課長	町民課長	<p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 (略)</p> <p>【町対策本部長、町対策副本部長の代替職員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役職名</th> <th>職名</th> <th>代替職員(第1順位)</th> <th>代替職員(第2順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町対策本部長</td> <td>町長</td> <td>助役</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>町対策副本部長</td> <td>助役</td> <td>総務課長</td> <td>町民課長</td> </tr> </tbody> </table>		役職名	職名	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	町対策本部長	町長	助役	総務課長	町対策副本部長	助役	総務課長	町民課長	<p>組織改編等に伴う変更</p>
名称		代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)																												
町対策本部長	町長	副町長	教育長																												
町対策副本部長	副町長	教育長	総務課長																												
	教育長	総務課長	町民課長																												
役職名	職名	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)																												
町対策本部長	町長	助役	総務課長																												
町対策副本部長	助役	総務課長	町民課長																												

## 礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等																																		
<p><b>3 消防機関の体制</b></p> <p>(1) 消防本部及び消防署における体制  <u>利尻礼文消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）</u>及び<u>利尻礼文消防事務組合礼文支署（以下、「支署」という。）</u>は、町における参集基準等と同様に、消防本部、<u>支署</u>における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び<u>支署</u>における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び<u>支署</u>との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等                      消防本部及び<u>支署</u>は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、町及び道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。                      また、消防本部及び<u>支署</u>は、町及び道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。                      さらに、消防本部及び<u>支署</u>における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p> <p><b>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</b></p> <p>(1) 国民の権利利益の迅速な救済                      町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための窓口を開設する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。</p> <p><b>【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 25%;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)</td> <td style="text-align: center;"><u>町民課</u></td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)</td> <td style="text-align: center;"><u>(保健課)</u></td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関する事。 (法第82条)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>総務課</u></td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"><u>総務課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訴訟に関する事。 (法第6条、175条)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第2 関係機関との連携体制の整備</b></p> <p><b>3 近接市町村との連携</b></p> <p>(1) 近接市町村との連携                      町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、<u>「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき</u>、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。</p> <p>(2) 消防機関の連携体制の整備                      町は、消防機関の<u>行う消火活動及び救助・救急活動</u>が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機</p>	項 目	内 容	担当課	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	<u>町民課</u>	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	<u>(保健課)</u>	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	<u>総務課</u>	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	<u>総務課</u>	不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		<p><b>3 消防機関の体制</b></p> <p>(1) 消防本部及び消防署における体制  <u>消防本部</u>及び<u>消防署</u>は、町における参集基準等と同様に、消防本部、<u>消防署</u>における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び<u>消防署</u>における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び<u>消防署</u>との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等                      消防本部及び<u>消防署</u>は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、町及び道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。                      また、消防本部及び<u>消防署</u>は、町及び道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。                      さらに、消防本部及び<u>消防署</u>における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p> <p><b>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</b></p> <p>(1) 国民の権利利益の迅速な救済                      町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための<u>国民保護担当課（総務課）に総合的な窓口</u>を開設する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。</p> <p><b>【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 25%;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>総務課</u></td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関する事。 (法第82条)</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"><u>総務課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訴訟に関する事。 (法第6条、175条)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第2 関係機関との連携体制の整備</b></p> <p><b>3 近接市町村との連携</b></p> <p>(1) 近接市町村との連携                      町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、<u>防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により</u>、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。</p> <p>(2) 消防機関の連携体制の整備                      町は、消防機関の<u>活動</u>が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図る</p>	項 目	内 容	担当課	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	<u>総務課</u>	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	<u>総務課</u>	不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		<p>文言の修正</p> <p>窓口業務の細分化による変更</p> <p>道計画変更</p> <p>具体的記述等への変更</p>
項 目	内 容	担当課																																		
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	<u>町民課</u>																																		
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	<u>(保健課)</u>																																		
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	<u>総務課</u>																																		
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)																																			
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	<u>総務課</u>																																		
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)																																				
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)																																				
項 目	内 容	担当課																																		
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	<u>総務課</u>																																		
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)																																			
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)																																			
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)																																			
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	<u>総務課</u>																																		
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)																																				
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)																																				

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等																																													
<p>関との応援体制の整備を図るとともに、<u>町と消防機関との間で情報収集及び情報共有の体制の構築を図る。また消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、消防団への入団促進及び消防団に係る広報活動、施設整備支援等の取組みを行い消防団の充実及び活性化を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。</u></p> <p><b>4 指定公共機関等との連携</b></p> <p>(3) 関係機関との協定の締結等</p> <p>町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、協定を締結するなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。</p> <p>また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。</p> <p><u>【関係機関との協定一覧】</u></p> <p><u>本町（北海道町村会）締結分</u></p> <table border="1" data-bbox="136 793 1299 1913"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>協定の名称</th> <th>協定の締結先</th> <th>締結年月日</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書</td> <td>北海道コカ・コーラボトリング(株)</td> <td>H22.4.27</td> <td>災害時等の飲料の無償提供等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>災害時における燃油の供給等に関する協定書</td> <td>船泊漁業協同組合</td> <td>H26.2.21</td> <td>災害時の燃油供給及び物資提供の協力</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害時における礼文町内郵便局、礼文町間の協力に関する協定</td> <td>礼文町内郵便局 代表日本郵政(株) 北海道支社</td> <td>H26.7.1</td> <td>災害時の相互協力</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定</td> <td>北海道 北海州市長会 北海道町村会</td> <td>H27.3.31</td> <td>災害時の相互応援</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定</td> <td>旭川トラック協会稚内支部</td> <td>H27.12.1</td> <td>災害時の物資の緊急・救援輸送応援</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>災害時における応急生活物資の供給等に関する協定</td> <td>株式会社セコマ</td> <td>H31.1.21</td> <td>災害時の応急生活物資の供給等</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>災害時等における生活物資等の供給に関する協定</td> <td>船泊漁業協同組合 香深漁業協同組合</td> <td>R2. 4.10</td> <td>災害時等の生活物資等の供給</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>まちづくりに関する包括連携に関する協定</td> <td>ヤマト運輸株式会社</td> <td>R3. 7.1</td> <td>まちづくりに関する包括連携（災害時の支援物資の輸送協力、倉庫・運搬機材の提供）</td> </tr> </tbody> </table>	No.	協定の名称	協定の締結先	締結年月日	協定の内容	1	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H22.4.27	災害時等の飲料の無償提供等	2	災害時における燃油の供給等に関する協定書	船泊漁業協同組合	H26.2.21	災害時の燃油供給及び物資提供の協力	3	災害時における礼文町内郵便局、礼文町間の協力に関する協定	礼文町内郵便局 代表日本郵政(株) 北海道支社	H26.7.1	災害時の相互協力	4	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道 北海州市長会 北海道町村会	H27.3.31	災害時の相互応援	5	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	旭川トラック協会稚内支部	H27.12.1	災害時の物資の緊急・救援輸送応援	6	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	株式会社セコマ	H31.1.21	災害時の応急生活物資の供給等	7	災害時等における生活物資等の供給に関する協定	船泊漁業協同組合 香深漁業協同組合	R2. 4.10	災害時等の生活物資等の供給	8	まちづくりに関する包括連携に関する協定	ヤマト運輸株式会社	R3. 7.1	まちづくりに関する包括連携（災害時の支援物資の輸送協力、倉庫・運搬機材の提供）	<p>とともに、<u>必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。</u></p> <p><b>4 指定公共機関等との連携</b></p> <p>(3) 関係機関との協定の締結等</p> <p>町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、協定を締結するなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。</p> <p>また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。</p> <p>追加</p>	<p>具体的記述等への変更</p>
No.	協定の名称	協定の締結先	締結年月日	協定の内容																																											
1	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H22.4.27	災害時等の飲料の無償提供等																																											
2	災害時における燃油の供給等に関する協定書	船泊漁業協同組合	H26.2.21	災害時の燃油供給及び物資提供の協力																																											
3	災害時における礼文町内郵便局、礼文町間の協力に関する協定	礼文町内郵便局 代表日本郵政(株) 北海道支社	H26.7.1	災害時の相互協力																																											
4	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道 北海州市長会 北海道町村会	H27.3.31	災害時の相互応援																																											
5	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	旭川トラック協会稚内支部	H27.12.1	災害時の物資の緊急・救援輸送応援																																											
6	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	株式会社セコマ	H31.1.21	災害時の応急生活物資の供給等																																											
7	災害時等における生活物資等の供給に関する協定	船泊漁業協同組合 香深漁業協同組合	R2. 4.10	災害時等の生活物資等の供給																																											
8	まちづくりに関する包括連携に関する協定	ヤマト運輸株式会社	R3. 7.1	まちづくりに関する包括連携（災害時の支援物資の輸送協力、倉庫・運搬機材の提供）																																											

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等																																												
<p><b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b></p> <p><b>1 基本的考え方</b></p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <table border="1" data-bbox="130 348 1294 1419"> <tr> <td data-bbox="130 348 172 443">施設</td> <td data-bbox="172 348 1294 443">・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 443 172 579">設備</td> <td data-bbox="172 443 1294 579">・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 579 172 632">面</td> <td data-bbox="172 579 1294 632">・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 632 172 720">備</td> <td data-bbox="172 632 1294 720">・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 720 172 772">運</td> <td data-bbox="172 720 1294 772">・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 772 172 861">用</td> <td data-bbox="172 772 1294 861">・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 861 172 997">面</td> <td data-bbox="172 861 1294 997">・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 997 172 1134">用</td> <td data-bbox="172 997 1294 1134">・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 1134 172 1186">面</td> <td data-bbox="172 1134 1294 1186">・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 1186 172 1281">用</td> <td data-bbox="172 1186 1294 1281">・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、<b>担当職員</b>が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 1281 172 1419">面</td> <td data-bbox="172 1281 1294 1419">・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</td> </tr> </table> <p><b>2 警報等の伝達に必要な準備</b></p> <p>(2) <b>情報伝達体制</b>の整備</p> <p>町は、<u>IP告知端末、登録制メール、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの構築（充実）に努め、住民に対する迅速かつ確かな情報伝達体制の整備（充実）を図る。更に緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）総合行政ネットワーク（L G W A N）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</u></p> <p>削除</p>	施設	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。	設備	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。	面	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。	備	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。	運	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。	用	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。	面	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。	用	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。	面	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。	用	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <b>担当職員</b> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。	面	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	<p><b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b></p> <p><b>1 基本的考え方</b></p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <table border="1" data-bbox="1383 348 2555 1419"> <tr> <td data-bbox="1383 348 1424 443">施設</td> <td data-bbox="1424 348 2555 443">・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 443 1424 579">設備</td> <td data-bbox="1424 443 2555 579">・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 579 1424 632">面</td> <td data-bbox="1424 579 2555 632">・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 632 1424 720">備</td> <td data-bbox="1424 632 2555 720">・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 720 1424 772">運</td> <td data-bbox="1424 720 2555 772">・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 772 1424 861">用</td> <td data-bbox="1424 772 2555 861">・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 861 1424 997">面</td> <td data-bbox="1424 861 2555 997">・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 997 1424 1134">用</td> <td data-bbox="1424 997 2555 1134">・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1134 1424 1186">面</td> <td data-bbox="1424 1134 2555 1186">・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1186 1424 1281">用</td> <td data-bbox="1424 1186 2555 1281">・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、<b>職員担当者</b>が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1281 1424 1419">面</td> <td data-bbox="1424 1281 2555 1419">・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</td> </tr> </table> <p><b>2 警報等の伝達に必要な準備</b></p> <p>(2) <b>防災行政無線</b>の整備</p> <p>町は、<u>武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の通信方式のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るなど通信体制の充実に努める。</u></p> <p>※【<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について</u>】（参考情報）</p> <p><u>国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市</u></p>	施設	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。	設備	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。	面	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。	備	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。	運	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。	用	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。	面	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。	用	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。	面	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。	用	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <b>職員担当者</b> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。	面	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	<p>道計画変更</p> <p>道計画変更</p>
施設	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。																																													
設備	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。																																													
面	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。																																													
備	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。																																													
運	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。																																													
用	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。																																													
面	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。																																													
用	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。																																													
面	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。																																													
用	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <b>担当職員</b> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。																																													
面	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。																																													
施設	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。																																													
設備	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。																																													
面	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。																																													
備	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。																																													
運	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。																																													
用	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。																																													
面	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。																																													
用	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。																																													
面	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。																																													
用	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <b>職員担当者</b> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。																																													
面	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。																																													

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p><b>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b></p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>原則として</u>、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の<u>安否情報収集様式</u>により収集し、<u>安否情報システムを用いて</u>、道に報告する。</p> <p><b>【収集・報告すべき情報】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民・負傷住民</li> <li>① 氏名</li> <li>② フリガナ</li> <li>③ 出生の年月日</li> <li>④ 男女の別</li> <li>⑤ 住所 <u>(郵便番号を含む)</u></li> <li>⑥ 国籍</li> <li>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</li> <li>⑧ 負傷(疾病)の該当</li> <li>⑨ 負傷又は疾病の状況</li> <li>⑩ 現在の居所</li> <li>⑪ 連絡先その他必要情報</li> <li>⑫ 親族・同居者への回答の希望</li> <li>⑬ 知人への回答の希望</li> <li>⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</li> <li>2 死亡住民</li> <li>(上記①～⑦に加えて)</li> <li>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</li> <li>⑯ 遺体が安置されている場所</li> <li>⑰ 連絡先その他必要情報</li> <li>⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意</li> </ul> </div>	<p><u>町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム(J-ALERT)の開発・整備を検討しており、平成17年度においては、全国31団体において実証実験を実施しており、平成19年2月から一部の情報について運用可能となっている。</u></p> <p><u>今後、全国の市区町村においては、市町村合併に伴う同報無線の親機の統合や遠隔制御装置の設置(旧市町村間の親機の統合運用等)、同報無線の更新やデジタル化、同報無線の導入等が近々に予定される団体が相当数に上ると見込まれる。</u></p> <p><u>この場合、市区町村においてJ-Alertのために新規に必要な機器について、効率性の観点から、これらの整備時期において一体的に自動起動機の設置及び工事等を行うことも十分に検討される必要がある。</u></p> <p><b>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b></p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、<u>第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により</u>、道に報告する。</p> <p><b>【収集・報告すべき情報】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民・負傷住民</li> <li>① 氏名</li> <li>② フリガナ</li> <li>③ 出生の年月日</li> <li>④ 男女の別</li> <li>⑤ 住所</li> <li>⑥ 国籍</li> <li>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</li> <li>⑧ 負傷(疾病)の該当</li> <li>⑨ 負傷又は疾病の状況</li> <li>⑩ 現在の居所</li> <li>⑪ 連絡先その他必要情報</li> <li>⑫ 親族・同居者への回答の希望</li> <li>⑬ 知人への回答の希望</li> <li>⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</li> <li>2 死亡住民</li> <li>(上記①～⑦に加えて)</li> <li>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</li> <li>⑯ 遺体が安置されている場所</li> <li>⑰ 連絡先その他必要情報</li> <li>⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意</li> </ul> </div>	<p>平成29年8月3日 消防国第70号</p> <p>道計画変更</p>

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等																																																																																																																																						
<p><b>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</b></p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。</p> <p><b>【被災情報の報告様式】</b></p> <p>年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 時 分 礼 文 町</p> <p>1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）</p> <p>(1) 発生日時 令和 年 月 日</p> <p>(2) 発生場所 礼文町〇〇（北緯 度、東経 度）</p> <p>2 発生した武力攻撃災害の状況の概要</p> <p>3 人的・物的被害状況</p> <table border="1" data-bbox="320 810 1196 1104"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町村名</th> <th colspan="4">人的被害</th> <th colspan="2">住家被害</th> <th rowspan="3">その他</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">死者</th> <th rowspan="2">行方不明者</th> <th colspan="2">負傷者</th> <th rowspan="2">全壊</th> <th rowspan="2">半壊</th> </tr> <tr> <th>重傷</th> <th>軽傷</th> </tr> <tr> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(棟)</th> <th>(棟)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="314 1220 1196 1388"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>年月日</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>概 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	市町村名	人的被害				住家被害		その他	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	重傷	軽傷	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																										市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																<p><b>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</b></p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。</p> <p><b>【被災情報の報告様式】</b></p> <p>年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 時 分 〇〇市（町村）</p> <p>1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）</p> <p>(1) 発生日時 平成 年 月 日</p> <p>(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）</p> <p>2 発生した武力攻撃災害の状況の概要</p> <p>3 人的・物的被害状況</p> <table border="1" data-bbox="1576 800 2487 1100"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町村名</th> <th colspan="4">人的被害</th> <th colspan="2">住家被害</th> <th rowspan="3">その他</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">死者</th> <th rowspan="2">行方不明者</th> <th colspan="2">負傷者</th> <th rowspan="2">全壊</th> <th rowspan="2">半壊</th> </tr> <tr> <th>重傷</th> <th>軽傷</th> </tr> <tr> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(棟)</th> <th>(棟)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="1570 1220 2487 1394"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>年月日</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>概 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	市町村名	人的被害				住家被害		その他	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	重傷	軽傷	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																										市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																<p>文言の修正</p>
市町村名		人的被害				住家被害					その他																																																																																																																													
		死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊																																																																																																																																	
	重傷			軽傷																																																																																																																																				
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																																																																																																																																			
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																																																																																																																																				
市町村名	人的被害				住家被害		その他																																																																																																																																	
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊																																																																																																																																		
			重傷	軽傷																																																																																																																																				
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																																																																																																																																			
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																																																																																																																																				
<p><b>第5 研修及び訓練</b></p> <p><b>2 訓練</b></p> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	<p><b>第5 研修及び訓練</b></p> <p><b>2 訓練</b></p> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。</p>	<p>道計画変更</p>																																																																																																																																						

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>※【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)</li> <li>○ 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される道道、町道等の道路のリスト)</li> <li>○ 輸送力のリスト (※ バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)</li> <li>○ 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース) (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)</li> <li>○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)</li> <li>○ 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)</li> <li>○ 関係機関 (国、道、民間事業者等) の連絡先一覧、協定 (※ 特に、地図や各種のデータ等は、町対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)</li> <li>○ 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)</li> <li>○ 消防機関のリスト (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先) (※ 消防機関の装備資機材のリスト)</li> <li>○ <u>避難行動要支援者名簿及び個別支援計画</u></li> </ul> <p>(3) 高齢者、障害者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者</u>の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※【<u>避難行動要支援者名簿</u>について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の<u>避難行動要支援者</u>への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる<u>避難行動要支援者の避難行動要支援者名簿</u>を活用することが重要である（「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」（平成25年8月）参照）。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>※【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)</li> <li>○ 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される道道、町道等の道路のリスト)</li> <li>○ 輸送力のリスト (※ バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)</li> <li>○ 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース) (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)</li> <li>○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)</li> <li>○ 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)</li> <li>○ 関係機関 (国、道、民間事業者等) の連絡先一覧、協定 (※ 特に、地図や各種のデータ等は、町対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)</li> <li>○ 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)</li> <li>○ 消防機関のリスト (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先) (※ 消防機関の装備資機材のリスト)</li> <li>○ <u>災害時要援護者</u>の避難支援プラン</li> </ul> <p>(3) 高齢者、障害者等<u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、<u>災害時要援護者</u>の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※【<u>災害時要援護者の避難支援プラン</u>について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の<u>災害時要援護者</u>への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる<u>災害時要援護者の避難支援プラン</u>を活用することが重要である（「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」（平成17年3月）参照）。</p> <p><u>避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、</u></p>	<p>平成29年8月3日 消防国第70号及び 具体的記述に変更</p>

## 礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、定期的に更新し、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p> <p><b>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</b></p> <p>(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握</p> <p>町は、道が保有する当該町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ <u>輸送力に関する情報</u></p> <p>① <u>保有車両(路線バス)の数、定員</u></p> <p>② <u>本社、支店及び営業所の所在地、連絡先、連絡方法など</u></p> <p>○ <u>輸送施設に関する情報</u></p> <p><u>道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）</u></p> </div> <p>(2) 運送経路の把握等</p> <p>※【離島における留意事項】</p> <p>町は、礼文島の住民の避難については、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備する。</p> <p>この場合において、町は、下表に掲げる輸送手段等を基本として、礼文島と本道との間に航路を有する<u>ハートランドフェリー株式会社</u>、その他関係する指定公共機関及び指定地方公共機関との連携協力を努める。</p> <p><b>5 避難施設の指定への協力</b></p> <p>町は、道が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等</u>の必要な情報を提供するなど道に協力する。</p> <p>町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p>	<p><u>①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。</u></p> <p><b>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</b></p> <p>(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握</p> <p>町は、道が保有する当該町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。<u>なお、輸送力及び輸送施設に関する情報は「資料編」において整理する。</u></p> <p style="text-align: center;">追加</p> <p>(2) 運送経路の把握等</p> <p>※【離島における留意事項】</p> <p>町は、礼文島の住民の避難については、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備する。</p> <p>この場合において、町は、下表に掲げる輸送手段等を基本として、礼文島と本道との間に航路を有する<u>東日本海フェリー株式会社</u>、その他関係する指定公共機関及び指定地方公共機関との連携協力を努める。</p> <p><b>5 避難施設の指定への協力</b></p> <p>町は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力する。</p> <p>町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p>	<p>具体化記述等への変更</p> <p>道計画変更</p> <p>道計画変更</p>

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新					旧					変更理由等
<b>6 生活関連等施設の把握等</b> (1) 生活関連等施設の把握等 ※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】					<b>6 生活関連等施設の把握等</b> (1) 生活関連等施設の把握等 ※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】					道計画変更
国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局	国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局	
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局	
	2号	ガス工作物	経済産業省			2号	ガス工作物	経済産業省		
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省			3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省		
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省			4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省		
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省			5号	電気通信事業用交換設備	総務省		
	6号	放送用無線設備	総務省			6号	放送用無線設備	総務省		
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省			7号	水域施設、係留施設	国土交通省		
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省			8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省		
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省			9号	ダム	国土交通省 農林水産省		
第28条	1号	危険物	総務省消防庁		第28条	1号	危険物	総務省消防庁		
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省			2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省		
	3号	火薬類	経済産業省			3号	火薬類	経済産業省		
	4号	高压ガス	経済産業省			4号	高压ガス	経済産業省		
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	<u>原子力規制委員会</u>			5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	<u>文部科学省</u> <u>経済産業省</u>		
	6号	核原料物質	<u>原子力規制委員会</u>			6号	核原料物質	<u>文部科学省</u> <u>経済産業省</u>		
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	<u>原子力規制委員会</u>			7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	<u>文部科学省</u>		
	8号	毒劇薬（ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> ）	厚生労働省 農林水産省			8号	毒劇薬（ <u>薬事法</u> ）	厚生労働省 農林水産省		
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省			9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省		
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	10号		生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）			
	11号	毒性物質	経済産業省	11号		毒性物質	経済産業省			

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p style="text-align: center;"><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b></p> <p><b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b></p> <p><b>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</b></p> <p>(1) <u>情報収集体制の強化</u>  <u>情報収集等の対応が必要な場合は、総務課の一部の担当職員をもって、情報収集を行うとともに、必要により、関係機関との連絡調整に当たる。</u></p> <p>(2) 緊急事態連絡室等の設置                  ※【町緊急事態連絡室の構成等】</p> <div data-bbox="210 606 1323 1262" data-label="Diagram"> </div> <p>(3) 初動措置の確保                  (4) 関係機関への支援の要請                  (5) 対策本部への移行に要する調整</p> <p><b>第2章 町対策本部の設置等</b></p> <p><b>1 町対策本部の設置</b></p> <p>(1) 町対策本部の設置の手順</p> <p>③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集                  町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、<u>IP告知端末</u>、電話、携帯電話等を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保                  町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。<u>(予備施設：香深中学校)</u>                  なお、事態の状況に応じ、町長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。                  また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b></p> <p><b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b></p> <p><b>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</b></p> <p>追加</p> <p>(1) 緊急事態連絡室等の設置                  ※【町緊急事態連絡室の構成等】</p> <div data-bbox="1466 606 2579 1262" data-label="Diagram"> </div> <p>(2) 初動措置の確保                  (3) 関係機関への支援の要請                  (4) 対策本部への移行に要する調整</p> <p><b>第2章 町対策本部の設置等</b></p> <p><b>1 町対策本部の設置</b></p> <p>(1) 町対策本部の設置の手順</p> <p>③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集                  町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、<u>防災行政無線</u>、電話、携帯電話等を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保                  町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。<u>(第1順位、第2順位など)</u>。                  なお、事態の状況に応じ、町長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。                  また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。</p>	<p>段階に応ずる具体的記述等への変更</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>具体的記述等への変更</p>

## 礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p>(3) 町対策本部の組織構成及び機能 町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。 <u>その他、「礼文町国民保護対策本部及び礼文町緊急対処事態対策本部条例」による。</u></p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; margin: 0;">町対策本部の組織及び機能</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">町対策本部長 (町長)</p> <hr/> <p style="text-align: center; margin: 0;">町対策本部副本部長 (本部員の中から町長が指名)</p> <hr/> <p style="text-align: center; margin: 0;">町対策本部員</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">1 副町長 2 町教育委員会の教育長 3 消防支署長又はその指名する者 4 前各号に掲げる者のほか、町長が当該町の職員のうちから任命する者</p> <p style="font-size: x-small; margin: 5px 0;">※ 町対策本部長が必要と認めるとき、国に諸機関その他当該町の職員以外の者を町対策本部の会議に出席させることが可能である。</p> </div> <div style="width: 35%; border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">【町対策本部長の補佐機能】</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">総括班</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">対策班</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">情報通信班</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">広報班</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">庶務班</p> </div> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">各課等</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">総務課</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">町民課</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">保健課</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">産業課</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">建設課</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">教育委員会</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">衛生センター</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">出納室</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">船泊支所</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">船泊診療所</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">議会事務局</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">利礼消防礼文支署</p> </div> </div> </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <p style="margin: 0;">対策本部長の意思決定の補佐</p> <p style="margin: 0;">支援要員の派遣</p> <p style="margin: 0;">決定内容の指示</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">現地調整所</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">現地対策本部</div> </div> </div>		

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新		旧	変更理由等																	
<p><u>情報通信班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災情報</li> <li>避難や救援の実施状況</li> <li>災害への対応状況</li> <li>安否情報</li> <li>その他統括班等から収集を依頼された情報収集</li> </ul> </li> <li>町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>通信回線や通信機器の確保</li> </ul>			組織改編に伴う変更及び文言の修正																	
<p><u>広報班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動</li> </ul>																				
<p><u>庶務班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町対策本部員や町対策本部職員の勤務管理</li> <li>町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項</li> </ul>																				
<p><b>【町の各課等における武力攻撃事態における業務】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>町対策本部長の命ずること</td> </tr> <tr> <td>総務対策部 【総務課】 (出納室) (議会事務局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>町国民保護対策本部の設置・運営に関すること</li> <li>職員の体制整備に関すること</li> <li>関係機関（他市町村、道、国、消防、自衛隊、自治会、報道等）との連絡調整に関すること</li> <li>安否情報の収集・提供に関すること</li> <li>被災情報の収集・提供に関すること</li> <li>IP告知放送に関すること</li> <li>住民等に対する警報等の内容の伝達又は通知に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>避難施設・避難場所等の指示に関すること</li> <li>運送の計画、手配、運営に関すること</li> <li>広報・広聴に関すること</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>不服申立、訴訟等に関すること</li> <li>国民保護措置関係予算その他財政に関すること</li> <li>国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること</li> <li>議会に関すること</li> <li>その他各対策部の業務に属さないこと</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>町民対策部 【町民課】</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉関係団体等との連絡調整に関すること</li> <li>住民の避難誘導及び避難施設の運営等に関すること</li> <li>日本赤十字北海道支部等との連絡調整によるボランティア等の支援・調整に関すること</li> <li>保育所園児の避難、救援等に関すること</li> <li>義援金、救援物資の集配に関すること</li> <li>生活必需品等の給与・確保に関すること</li> <li>遺体処理、火葬、埋葬に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		組織名		武力攻撃事態等における業務	共通	町対策本部長の命ずること	総務対策部 【総務課】 (出納室) (議会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町国民保護対策本部の設置・運営に関すること</li> <li>職員の体制整備に関すること</li> <li>関係機関（他市町村、道、国、消防、自衛隊、自治会、報道等）との連絡調整に関すること</li> <li>安否情報の収集・提供に関すること</li> <li>被災情報の収集・提供に関すること</li> <li>IP告知放送に関すること</li> <li>住民等に対する警報等の内容の伝達又は通知に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>避難施設・避難場所等の指示に関すること</li> <li>運送の計画、手配、運営に関すること</li> <li>広報・広聴に関すること</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>不服申立、訴訟等に関すること</li> <li>国民保護措置関係予算その他財政に関すること</li> <li>国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること</li> <li>議会に関すること</li> <li>その他各対策部の業務に属さないこと</li> </ul>	町民対策部 【町民課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉関係団体等との連絡調整に関すること</li> <li>住民の避難誘導及び避難施設の運営等に関すること</li> <li>日本赤十字北海道支部等との連絡調整によるボランティア等の支援・調整に関すること</li> <li>保育所園児の避難、救援等に関すること</li> <li>義援金、救援物資の集配に関すること</li> <li>生活必需品等の給与・確保に関すること</li> <li>遺体処理、火葬、埋葬に関すること</li> </ul>	<p><b>【町対策本部各組織の業務】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>町対策本部長の命ずる事項</td> </tr> <tr> <td>総務対策部 【主管:総務課】 出納室 議会事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>町国民保護対策本部の設置・運営に関すること</li> <li>職員の体制整備に関すること</li> <li>関係機関（他市町村、道、国、消防、自衛隊、自治会、報道等）との連絡調整に関すること</li> <li>安否情報の収集・提供に関すること</li> <li>被災情報の収集・提供に関すること</li> <li>防災行政無線に関すること</li> <li>住民等に対する警報等の内容の伝達又は通知に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>避難施設・避難場所等の指示に関すること</li> <li>運送の計画、手配、運営に関すること</li> <li>広報・広聴に関すること</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>不服申立、訴訟等に関すること</li> <li>国民保護措置関係予算その他財政に関すること</li> <li>国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること</li> <li>議会に関すること</li> <li>その他各対策部の業務に属さないこと</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>民生対策部 【主管:町民課】 衛生センター 船泊診療所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉、医療関係団体等との連絡調整に関すること</li> <li>避難施設の運営等に関すること</li> <li>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること</li> <li>医療、医薬品等の供給に関すること</li> <li>ボランティア等の支援・調整に関すること</li> <li>保育所園児の避難、救援等に関すること</li> <li>義援金、救援物資の集配に関すること</li> <li>生活必需品等の給与・確保に関すること</li> <li>住民の健康維持、保健衛生に関すること</li> <li>食品衛生、食中毒防止に関すること</li> <li>死体処理、火葬、埋葬に関すること</li> <li>廃棄物、し尿の処理に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		組織名	武力攻撃事態等における業務	共通	町対策本部長の命ずる事項	総務対策部 【主管:総務課】 出納室 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>町国民保護対策本部の設置・運営に関すること</li> <li>職員の体制整備に関すること</li> <li>関係機関（他市町村、道、国、消防、自衛隊、自治会、報道等）との連絡調整に関すること</li> <li>安否情報の収集・提供に関すること</li> <li>被災情報の収集・提供に関すること</li> <li>防災行政無線に関すること</li> <li>住民等に対する警報等の内容の伝達又は通知に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>避難施設・避難場所等の指示に関すること</li> <li>運送の計画、手配、運営に関すること</li> <li>広報・広聴に関すること</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>不服申立、訴訟等に関すること</li> <li>国民保護措置関係予算その他財政に関すること</li> <li>国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること</li> <li>議会に関すること</li> <li>その他各対策部の業務に属さないこと</li> </ul>	民生対策部 【主管:町民課】 衛生センター 船泊診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉、医療関係団体等との連絡調整に関すること</li> <li>避難施設の運営等に関すること</li> <li>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること</li> <li>医療、医薬品等の供給に関すること</li> <li>ボランティア等の支援・調整に関すること</li> <li>保育所園児の避難、救援等に関すること</li> <li>義援金、救援物資の集配に関すること</li> <li>生活必需品等の給与・確保に関すること</li> <li>住民の健康維持、保健衛生に関すること</li> <li>食品衛生、食中毒防止に関すること</li> <li>死体処理、火葬、埋葬に関すること</li> <li>廃棄物、し尿の処理に関すること</li> </ul>
組織名	武力攻撃事態等における業務																			
共通	町対策本部長の命ずること																			
総務対策部 【総務課】 (出納室) (議会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町国民保護対策本部の設置・運営に関すること</li> <li>職員の体制整備に関すること</li> <li>関係機関（他市町村、道、国、消防、自衛隊、自治会、報道等）との連絡調整に関すること</li> <li>安否情報の収集・提供に関すること</li> <li>被災情報の収集・提供に関すること</li> <li>IP告知放送に関すること</li> <li>住民等に対する警報等の内容の伝達又は通知に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>避難施設・避難場所等の指示に関すること</li> <li>運送の計画、手配、運営に関すること</li> <li>広報・広聴に関すること</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>不服申立、訴訟等に関すること</li> <li>国民保護措置関係予算その他財政に関すること</li> <li>国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること</li> <li>議会に関すること</li> <li>その他各対策部の業務に属さないこと</li> </ul>																			
町民対策部 【町民課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉関係団体等との連絡調整に関すること</li> <li>住民の避難誘導及び避難施設の運営等に関すること</li> <li>日本赤十字北海道支部等との連絡調整によるボランティア等の支援・調整に関すること</li> <li>保育所園児の避難、救援等に関すること</li> <li>義援金、救援物資の集配に関すること</li> <li>生活必需品等の給与・確保に関すること</li> <li>遺体処理、火葬、埋葬に関すること</li> </ul>																			
組織名	武力攻撃事態等における業務																			
共通	町対策本部長の命ずる事項																			
総務対策部 【主管:総務課】 出納室 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>町国民保護対策本部の設置・運営に関すること</li> <li>職員の体制整備に関すること</li> <li>関係機関（他市町村、道、国、消防、自衛隊、自治会、報道等）との連絡調整に関すること</li> <li>安否情報の収集・提供に関すること</li> <li>被災情報の収集・提供に関すること</li> <li>防災行政無線に関すること</li> <li>住民等に対する警報等の内容の伝達又は通知に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>避難施設・避難場所等の指示に関すること</li> <li>運送の計画、手配、運営に関すること</li> <li>広報・広聴に関すること</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>不服申立、訴訟等に関すること</li> <li>国民保護措置関係予算その他財政に関すること</li> <li>国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること</li> <li>議会に関すること</li> <li>その他各対策部の業務に属さないこと</li> </ul>																			
民生対策部 【主管:町民課】 衛生センター 船泊診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉、医療関係団体等との連絡調整に関すること</li> <li>避難施設の運営等に関すること</li> <li>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること</li> <li>医療、医薬品等の供給に関すること</li> <li>ボランティア等の支援・調整に関すること</li> <li>保育所園児の避難、救援等に関すること</li> <li>義援金、救援物資の集配に関すること</li> <li>生活必需品等の給与・確保に関すること</li> <li>住民の健康維持、保健衛生に関すること</li> <li>食品衛生、食中毒防止に関すること</li> <li>死体処理、火葬、埋葬に関すること</li> <li>廃棄物、し尿の処理に関すること</li> </ul>																			

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新		旧		変更理由等
保健対策部 【保健課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること</u></li> <li>・<u>避難施設の運営等に関すること</u></li> <li>・住民の健康維持、保健衛生に関すること</li> <li>・食品衛生、食中毒防止に関すること</li> <li>・<u>避難所の開設及び管理の応援協力に関すること</u></li> </ul>			
産業対策部 【産業課】	(略)	産業対策部 【 <u>主管</u> :産業課】	(略)	
建設対策部 【建設課】	(略)	土木対策部 【 <u>主管</u> :建設課】 <u>船舶支所</u>	(略)・	
文教対策部 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等への警報等の内容の伝達に関すること</li> <li>・児童生徒の避難、救援等に関すること</li> <li>・避難施設の確保、開設、運営に対する協力に関すること</li> <li>・文教施設等の被災状況の把握及び対策に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> </ul>	文教対策部 【 <u>主管</u> :教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>小・中学校</u>への警報等の内容の伝達に関すること</li> <li>・児童生徒の避難、救援等に関すること</li> <li>・避難施設の確保、開設、運営に対する協力に関すること</li> <li>・文教施設等の被災状況の把握及び対策に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> </ul>	
<u>衛生対策部</u> 【 <u>衛生センター</u> 】	・ <u>廃棄物及び汚物の処理に関すること</u>			
<u>船舶支所部</u> 【 <u>船舶支所</u> 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>避難所の運営等に関すること</u></li> <li>・<u>保育所園児の避難、救援等に関すること</u></li> <li>・<u>空港の被災状況の把握及び対策に関すること</u></li> <li>・<u>緊急輸送及び救助等のための空港調整に関すること</u></li> </ul>			
<u>医療対策部</u> 【 <u>船舶診療所</u> 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>応急医療救護、収容、介護及び救護に関すること</u></li> <li>・<u>救護所の設置及び管理等に関すること</u></li> <li>・<u>医療、医療品等の供給に関すること</u></li> <li>・<u>入院患者、通院患者等の避難誘導に関すること</u></li> </ul>			
※ 消防機関の業務		追加		
消防対策部 【消防支署】	(略)	消防対策部 【 <u>主管</u> :消防支署】	(略)	
(4) 町対策本部における広報等		(4) 町対策本部における広報等		
③ 留意事項		③ 留意事項		
【 <u>その他関係する報道機関</u> 】		追加		
名 称	連絡先			
NHK旭川放送局	TEL 0166-24-7000 FAX 0166-24-4080			
北海道新聞社稚内支局	TEL 0162-23-2244 FAX 0162-22-2388			
宗谷新聞社利尻支局	TEL 0163-84-2077 (TELに同じ)			
<b>2 通信の確保</b>		<b>2 通信の確保</b>		
(1) 情報通信手段の確保		(1) 情報通信手段の確保		
町は、携帯電話、 <u>衛星携帯電話</u> 、若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク） <u>等の固定系通信回線の利用</u> 又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、		町は、携帯電話、 <u>移動系町防災行政無線等の移動系通信回線</u> 若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、 <u>同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用</u> 又は臨時回		
				具体化記述等への変更
				現有に伴う文言の修正

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p>現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。</p> <p><b>第3章 関係機関相互の連携</b></p> <p><b>1 国・道の対策本部との連携</b></p> <p><u>(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携</u> 町は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。</p> <p><b>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</b></p> <p>① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊旭川地方協力本部長又は当町の協議会委員たる第3即応機動連隊長を通じて、陸上自衛隊にあつては北部方面総監、海上自衛隊にあつては大湊地方総監、航空自衛隊にあつては第2航空団司令を介し、防衛大臣に連絡する。</p> <p><b>8 住民への協力要請</b></p> <p>町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。<u>住民は協力を要請されたときは必要な協力を努めるものとされているが、協力はあくまで自発的な意思にゆだねられるものであって、要請に当たって強制にわたることがあってはならない。</u>この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。<u>また、協力を行なう者に対しては、第3編第11章で定める特殊標章等をあらかじめ定めた方法で交付し、国民保護法第160条及び第4編第3章に規定する損害補償の対象となることを通知する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難住民の誘導</li> <li>○ 避難住民等の救援</li> <li>○ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> <li>○ 保健衛生の確保</li> </ul> <p><b>第4章 警報及び避難の指示等</b></p> <p><b>第1 警報の伝達等</b></p> <p><b>1 警報の内容の伝達等</b></p> <p><u>(1) 警報の内容</u> 道、国から通報される警報には次の事項が示される。 ア 武力攻撃事態等の現状及び予測 イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定できる場合のみ） ウ その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項</p> <p><u>(2) 警報の内容の伝達</u></p> <p><u>(3) 警報の内容の通知</u></p> <p>① 町は、当該町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、診療所、保育所など）に対し、</p>	<p>線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。</p> <p><b>第3章 関係機関相互の連携</b></p> <p><b>1 国・道の対策本部との連携</b></p> <p>追加</p> <p><b>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</b></p> <p>① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該町の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。</p> <p><b>8 住民への協力要請</b></p> <p>町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難住民の誘導</li> <li>○ 避難住民等の救援</li> <li>○ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> <li>○ 保健衛生の確保</li> </ul> <p><b>第4章 警報及び避難の指示等</b></p> <p><b>第1 警報の伝達等</b></p> <p><b>1 警報の内容の伝達等</b></p> <p>追加</p> <p><u>(1) 警報の内容の伝達</u></p> <p><u>(2) 警報の内容の通知</u></p> <p>① 町は、当該町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、診療所、保育所など）に対し、</p>	<p>道計画変更</p> <p>具体的記述等への変更</p> <p>具体的記述等への変更</p> <p>具体的記述等への変更</p>

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p>警報の内容を通知する。</p> <p>② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ (<a href="http://www.town.rebun.hokkaido.jp/">http://www.town.rebun.hokkaido.jp/</a>) に警報の内容を掲載する。</p> <p><b>2 警報の内容の伝達方法</b></p> <p>(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム (E-m-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)</u> 等を活用し、<u>地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合 この場合においては、原則として、<u>IP告知端末</u>で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合 ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、<u>IP告知端末</u>やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。 イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの <u>IP告知端末</u>による伝達以外の方法も活用する。</p> <p>※ <u>全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (E-m-Net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。 この場合において、消防本部及び消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿を活用</u>するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p><b>3 緊急通報の伝達及び通知</b></p> <p>(1) <u>緊急通報の内容</u> <u>緊急通報の内容は、次のとおり危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。</u> ア <u>武力攻撃事態等の現状及び予測</u> イ <u>その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項</u></p> <p>(2) <u>町長は、緊急通報の伝達に際しては、警報の伝達に準じて、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るとともに、IP告知端末、SNS等を使用することにより緊急通報を広く知らせるものとする。この場合において、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。</u></p>	<p>警報の内容を通知する。</p> <p>② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ (<a href="http://www.dosanko.co.jp/rebun">http://www.dosanko.co.jp/rebun</a>) に警報の内容を掲載する。</p> <p><b>2 警報の内容の伝達方法</b></p> <p>(1) 警報の内容の<u>伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u></p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合 この場合においては、原則として、<u>同報系防災行政無線</u>で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合 ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、<u>防災行政無線</u>やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。 イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</p> <p>※ <u>【全国瞬時警報システム (J-ALERT) を用いた場合の対応】 (参考情報)</u> <u>弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム (J-ALERT) が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。</u></p> <p>(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。 この場合において、消防本部及び消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プランを策定</u>するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p><b>3 緊急通報の伝達及び通知</b></p> <p><u>緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>平成 29 年 8 月 3 日 消防国第 70 号</p> <p>具体的記述等への変更</p>

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p><b>第2 避難住民の誘導等</b></p> <p><b>1 避難の指示の通知・伝達</b></p> <p>② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。</p> <p><u>ア 道から通報される避難指示の内容</u></p> <p>(7) <u>要避難地域（住民の避難が必要な地域）</u></p> <p>(4) <u>避難先地域（住民の避難先となる地域）</u></p> <p>(7) <u>住民の避難に関して国の機関などが講ずる措置の概要</u></p> <p>(エ) <u>主要な避難の経路</u></p> <p>(オ) <u>避難のための交通手段</u></p> <p>(カ) <u>その他避難の方法</u></p> <p><u>イ 町長は、示された避難先地域が町内の場合、避難所の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を早急に実施する。町対策本部は、避難の指示の内容に係る他自治体との調整、避難施設の管理者への通知や救援措置等に関して、道及び関係機関と協力して実施する。</u></p> <p>③ <u>町長は、警報に準じて当該町の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。</u></p> <p><b>2 避難実施要領の策定</b></p> <p>(2) 避難実施要領の策定の留意点 (略)</p> <p>※【道計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】</p> <p>① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 <u>避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、行政区、事業所等地域の実情の応じた避難の実施単位を記載する。</u></p> <p>② 避難先 <u>避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。</u></p> <p>③ 一時集合場所及び集合方法 <u>避難住民の誘導や運送の拠点となるような、集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に記載する。</u></p> <p>④ 集合時間 <u>避難誘導の際の交通手段の出発時間や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。</u></p> <p>⑤ 集合に当たっての留意事項 <u>集合後、行政区ごとあるいは近隣住民間で安否確認、要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意事項を記載する。</u></p> <p>⑥ 避難の手段及び避難の経路 <u>集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。</u></p> <p>⑦ 町職員、消防職団員の配置等 <u>避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、町職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。</u></p> <p>⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応 <u>高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</u></p>	<p><b>第2 避難住民の誘導等</b></p> <p><b>1 避難の指示の通知・伝達</b></p> <p>② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。</p> <p><b>2 避難実施要領の策定</b></p> <p>(2) 避難実施要領の策定の留意点 (略)</p> <p>※【道計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】</p> <p>① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位</p> <p>② 避難先</p> <p>③ 一時集合場所及び集合方法</p> <p>④ 集合時間</p> <p>⑤ 集合に当たっての留意事項</p> <p>⑥ 避難の手段及び避難の経路</p> <p>⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等</p> <p>⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>⑨ 要避難地域における残留者の確認</p> <p>⑩ 避難誘導中の食料等の支援</p> <p>⑪ 避難住民の携行品、服装</p> <p>⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等</p>	<p>具体的記述等への変更</p> <p>平成29年8月3日 消防国第70号及び 具体的記述等への変更</p>

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p>⑨ 要避難地域における残留者の確認 <u>要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。</u></p> <p>⑩ 避難誘導中の食料等の支援 <u>避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。</u></p> <p>⑪ 避難住民の携行品、服装 <u>避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最小限の携行品、服装について記載する。</u></p> <p>⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 <u>問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。</u></p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>⑥ <u>要支援者</u>の避難方法の決定 (<u>避難行動要支援者名簿</u>、<u>避難行動要支援者</u>支援班の設置)</p> <p><b>3 避難住民の誘導</b></p> <p>(1) 町長による避難住民の誘導 町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員を指揮するとともに、<u>消防本部</u>の管理者と協力して、避難住民を誘導する。この場合において、当該消防組合の管理者は、<u>支署長</u>及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。(略)</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防本部及び<u>支署</u>は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は<u>支署</u>と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮 町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、<u>福祉事業者</u>、障害者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。<u>また、「避難支援計画の全体計画」に沿って「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。</u> <u>(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</u></p> <p>(7) <u>大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難</u> <u>町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。</u></p> <p>(8) 残留者等への対応 (略)</p>	<p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>⑥ <u>要援護者</u>の避難方法の決定 (<u>避難支援プラン</u>、<u>災害時要援護者</u>支援班の設置)</p> <p><b>3 避難住民の誘導</b></p> <p>(1) 町長による避難住民の誘導 町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員を指揮するとともに、<u>消防組合</u>の管理者と協力して、避難住民を誘導する。この場合において、当該消防組合の管理者は、<u>消防長</u>及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。(略)</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防本部及び<u>消防署</u>は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は<u>消防署</u>と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮 町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>追加</p> <p>(7) 残留者等への対応 (略)</p>	<p>文言の修正</p> <p>平成 29 年 8 月 3 日 消防国第 70 号</p> <p>文言の修正</p> <p>道計画変更</p> <p>道計画変更</p>

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p>(9) 避難所等における安全確保等 (略)</p> <p>(10) 動物の保護等に関する配慮 (略)</p> <p>(11) 通行禁止措置の周知 道路管理者たる町(町道)は、通行禁止等の措置を行ったときは、道警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。</p> <p>(12) 道に対する要請等 (略)</p> <p>(13) 避難住民の運送の求め等 (略)</p> <p>(14) 避難住民の復帰のための措置 (略)</p> <p><b>4 事態の類型等に応じた留意事項</b></p> <p><b>(1) 弾道ミサイル攻撃の場合</b></p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)</p> <p>イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、町は、<u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての町に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p> <p><b>(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</b></p> <p>③ (略)</p> <p>○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応 「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。</p> <p>※ <u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。</u></p> <p><b>(3) 着上陸侵攻の場合</b> (略)</p>	<p>(8) 避難所等における安全確保等 (略)</p> <p>(9) 動物の保護等に関する配慮 (略)</p> <p>(10) 通行禁止措置の周知 道路管理者たる町は、通行禁止等の措置を行ったときは、道警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。</p> <p>(11) 道に対する要請等 (略)</p> <p>(12) 避難住民の運送の求め等 (略)</p> <p>(13) 避難住民の復帰のための措置 (略)</p> <p><b>弾道ミサイル攻撃の場合</b></p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)</p> <p>イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、<u>弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p> <p><b>ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</b></p> <p>③ (略)</p> <p>○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応 「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。</p> <p>追加</p> <p><b>着上陸侵攻の場合</b> (略)</p>	<p>項目設定による具体的記述等への変更</p> <p>道計画変更</p> <p>具体的記述等への変更</p>

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p><b>第5章 救援</b></p> <p><b>1 救援の実施</b></p> <p>(1) 救援の実施 (略)</p> <p>① 収容施設の供与 ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 ③ 医療の提供及び助産 ④ 被災者の捜索及び救出 ⑤ 埋葬及び火葬 ⑥ 電話その他の通信設備の提供 ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑧ 学用品の給与 ⑨ <b>遺体</b>の捜索及び処理 ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p><b>3 救援の内容</b></p> <p>(1) 救援の基準等 町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成<b>25年内閣府告示第229</b>号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<b>内閣総理大臣</b>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(3) 救援の内容 (略)</p> <p>① 収容施設の供与 ア 避難所の開設 避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、<b>町民活動総合センター</b>等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対し、福祉避難所の供与に努める。 収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）を供与する。なお、供与に当たっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。</p>	<p><b>第5章 救援</b></p> <p><b>1 救援の実施</b></p> <p>(1) 救援の実施 (略)</p> <p>① 収容施設の供与 ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 ③ 医療の提供及び助産 ④ 被災者の捜索及び救出 ⑤ 埋葬及び火葬 ⑥ 電話その他の通信設備の提供 ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑧ 学用品の給与 ⑨ <b>死体</b>の捜索及び処理 ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p><b>3 救援の内容</b></p> <p>(1) 救援の基準等 町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成<b>16年厚生労働省告示第343</b>号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<b>厚生労働大臣</b>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(3) 救援の内容 (略)</p> <p>① 収容施設の供与 ア 避難所の開設 避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、<b>公民館</b>等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対し、福祉避難所の供与に努める。 収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）を供与する。なお、供与に当たっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。</p>	<p>道計画変更</p> <p>道計画変更</p> <p>具体的記述等への変更</p>

## 礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p>⑧ 学用品の給与 道と緊密に連携しつつ、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨ <b>遺体</b>の搜索及び処理 ア <b>遺体</b>の搜索 <b>遺体</b>の搜索について、道警察、消防機関、自衛隊及び海上保安部と連携して実施する。 イ <b>遺体</b>の処理 搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、<b>遺体</b>の洗浄、縫合、消毒等の処理、<b>遺体</b>の一次保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。</p> <p><b>第6章 安否情報の収集・提供</b> ※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">安否情報収集・整理・提供</div> <p><b>1 安否情報システムの利用</b> 町は、<u>安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。</u></p>	<p>⑧ 学用品の給与 道と緊密に連携しつつ、小学校児童（<u>盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。</u>）、中学校生徒（<u>中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。</u>）及び高等学校等生徒（<u>高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）</u>、<u>中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。</u>）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨ <b>死体</b>の搜索及び処理 ア <b>死体</b>の搜索 <b>死体</b>の搜索について、道警察、消防機関、自衛隊及び海上保安部と連携して実施する。 イ <b>死体</b>の処理 搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、<b>死体</b>の洗浄、縫合、消毒等の処理、<b>死体</b>の一次保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。</p> <p><b>第6章 安否情報の収集・提供</b> ※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">安否情報収集・整理・提供</div> <p><b>追加</b></p>	<p>現状に伴う変更</p> <p>道計画変更</p> <p>道計画変更</p> <p>道計画変更</p>

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p><b>2 安否情報の収集</b>                      (1) 安否情報の収集                      町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。                      安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。                      また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p><b>3 道に対する報告</b>                      町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し<u>道に送付する。</u></p> <p><b>4 安否情報の照会に対する回答</b>                      (略)</p> <p><b>5 日本赤十字社に対する協力</b>                      町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。                      当該安否情報の提供に当たっても、<b>4</b> (2) (3) と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。</p>	<p><b>1 安否情報の収集</b>                      (1) 安否情報の収集                      町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。                      安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。                      また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p><b>2 道に対する報告</b>                      町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、<u>電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u></p> <p><b>3 安否情報の照会に対する回答</b>                      (略)</p> <p><b>4 日本赤十字社に対する協力</b>                      町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。                      当該安否情報の提供に当たっても、<b>3</b> (2) (3) と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。</p>	<p>道計画変更</p> <p>道計画変更</p> <p>道計画変更</p>
<p><b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>  <b>第2 応急措置等</b>  <b>1 退避の指示</b>                      (1) 退避の指示                      (略)                      ※【退避の指示（一例）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 「〇〇」地区の住民については、<u>屋外</u>での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。                      ○ 「〇〇」地区の住民については、〇〇地区の△△避難場所へ退避すること。</p> </div> <p>(3) 退避の指示に伴う措置等                      ① 町は、退避の指示を行ったときは、<u>I P 告知端末</u>、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。                      退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。</p> <p><b>4 消防に関する措置等</b>                      (2) 消防機関の活動                      消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防</p>	<p><b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>  <b>第2 応急措置等</b>  <b>1 退避の指示</b>                      (1) 退避の指示                      (略)                      ※【退避の指示（一例）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 「〇〇」地区の住民については、<u>外</u>での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。                      ○ 「〇〇」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。</p> </div> <p>(3) 退避の指示に伴う措置等                      ① 町は、退避の指示を行ったときは、<u>町防災行政無線</u>、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。                      退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。</p> <p><b>4 消防に関する措置等</b>                      (2) 消防機関の活動                      消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽</p>	<p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p>

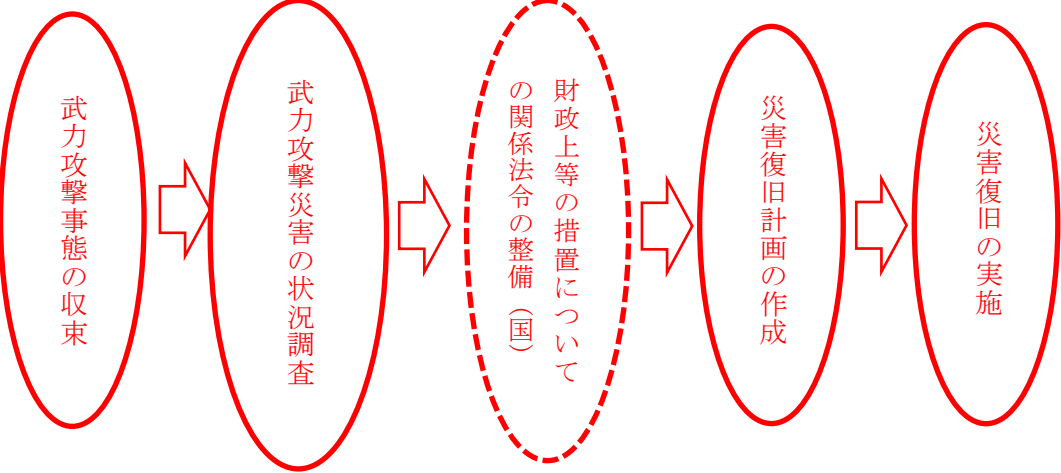
礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p>除し、及び軽減する。</p> <p>この場合において、消防本部及び支署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は支署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(8) 安全の確保 (略)</p> <p>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部及び支署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>⑤ 町長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。</p> <p><b>第3 生活関連等施設における災害への対処等</b></p> <p><b>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</b></p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令</p> <p>町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消防長及び支署長に依頼の上、消防長及び支署長から危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。</p> <p>なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。</p> <p>(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告</p> <p>町長は、消防長及び支署長に依頼の上、消防長及び支署長から危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、消防長及び支署長から危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求める。</p> <p><b>第4 NBC攻撃による災害への対処等</b></p> <p><b>1 NBC攻撃による災害への対処</b></p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。</li> <li>・ 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</li> <li>・ <u>町は、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射線物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、避難退域時検査の場所、災害の概要等、避難に必要な情報提供に努めるものとする。</u></li> <li>・ <u>町長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に準じて行うものとする。</u></li> </ul> <p>② 生物剤による攻撃の場合</p> <p>町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。</p>	<p>減する。</p> <p>この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(8) 安全の確保 (略)</p> <p>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部及び消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>⑤ 町長、<u>消防長又は消防組合の管理者</u>は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。</p> <p><b>第3 生活関連等施設における災害への対処等</b></p> <p><b>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</b></p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令</p> <p>町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消防長及び消防署長に依頼の上、消防長及び消防署長から危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。</p> <p>なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。</p> <p>(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告</p> <p>町長は、消防長及び消防署長に依頼の上、消防長及び消防署長から危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、消防長及び消防署長から危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求める。</p> <p><b>第4 NBC攻撃による災害への対処等</b></p> <p><b>1 NBC攻撃による災害への対処</b></p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <p>町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。</p> <p><u>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</u></p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>② 生物剤による攻撃の場合</p> <p>町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。</p>	<p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>道計画変更</p>

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等																																																														
<p>(5) 町長及び消防組合の管理者若しくは長の権限 町長及び消防組合の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <table border="1" data-bbox="189 417 1308 1079"> <thead> <tr> <th>法第108条第1項</th> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>生活の用に供する水</td> <td>管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>遺体</td> <td>・移動の制限 ・移動の禁止</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>・廃棄</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>建物</td> <td>・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>場所</td> <td>・交通の制限 ・交通の遮断</td> </tr> </tbody> </table> <p>町長及び消防組合の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。</p> <p>上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <table border="1" data-bbox="178 1367 1314 1614"> <tbody> <tr><td>1</td><td>当該措置を講ずる旨</td></tr> <tr><td>2</td><td>当該措置を講ずる理由</td></tr> <tr><td>3</td><td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</td></tr> <tr><td>4</td><td>当該措置を講ずる時期</td></tr> <tr><td>5</td><td>当該措置の内容</td></tr> </tbody> </table> <p><b>第8章 被災情報の収集及び報告</b> ○被災情報の収集及び報告 ① 町は、電話、LP告知端末、FAXその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。</p>	法第108条第1項	対象物件等	措置	1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止	4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	1	当該措置を講ずる旨	2	当該措置を講ずる理由	3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）	4	当該措置を講ずる時期	5	当該措置の内容	<p>(5) 町長又は消防組合の管理者の権限 町長又は消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <table border="1" data-bbox="1442 417 2561 1079"> <thead> <tr> <th>法第108条第1項</th> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>生活の用に供する水</td> <td>管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>死体</td> <td>・移動の制限 ・移動の禁止</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>・廃棄</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>建物</td> <td>・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>場所</td> <td>・交通の制限 ・交通の遮断</td> </tr> </tbody> </table> <p>町長又は消防組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。</p> <p>上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1430 1367 2573 1614"> <tbody> <tr><td>1</td><td>当該措置を講ずる旨</td></tr> <tr><td>2</td><td>当該措置を講ずる理由</td></tr> <tr><td>3</td><td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</td></tr> <tr><td>4</td><td>当該措置を講ずる時期</td></tr> <tr><td>5</td><td>当該措置の内容</td></tr> </tbody> </table> <p><b>第8章 被災情報の収集及び報告</b> ○被災情報の収集及び報告 ① 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。</p>	法第108条第1項	対象物件等	措置	1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	1	当該措置を講ずる旨	2	当該措置を講ずる理由	3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）	4	当該措置を講ずる時期	5	当該措置の内容	<p>文言の修正</p> <p>道計画変更</p> <p>道計画変更</p> <p>現状に伴う変更</p>
法第108条第1項	対象物件等	措置																																																														
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄																																																														
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止																																																														
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止																																																														
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄																																																														
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖																																																														
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断																																																														
1	当該措置を講ずる旨																																																															
2	当該措置を講ずる理由																																																															
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）																																																															
4	当該措置を講ずる時期																																																															
5	当該措置の内容																																																															
法第108条第1項	対象物件等	措置																																																														
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄																																																														
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止																																																														
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止																																																														
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄																																																														
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖																																																														
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断																																																														
1	当該措置を講ずる旨																																																															
2	当該措置を講ずる理由																																																															
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）																																																															
4	当該措置を講ずる時期																																																															
5	当該措置の内容																																																															

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 町は、地域防災計画の定めに基づいて、「<u>災害廃棄物対策指針</u>」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害破棄物対策室)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4編 復旧等</b></p> <p>第2章 武力攻撃災害の復旧</p> <p>(2) 町が管理する施設及び設備の復旧</p> <p>町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、道と連携して、当面の復旧の方向を定める。</p> 	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 町は、地域防災計画の定めに基づいて、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4編 復旧等</b></p> <p>第2章 武力攻撃災害の復旧</p> <p>(2) 町が管理する施設及び設備の復旧</p> <p>町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、道と連携して、当面の復旧の方向を定める。</p> <p>追加</p>	<p>道計画変更</p> <p>具体的記述等への変更</p>

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新		旧	変更理由等
<p><b>資料編</b></p> <p>第1 用語の定義</p>		追加	
用語	定義		
<b>【あ行】</b>			
安否情報	住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報		
I P 告知端末	双方向告知システムを利用した機器で、礼文町が整備する光ファイバーネットワークにより、行政と住民が双方向でやりとりができるコミュニケーションツール		
I P 告知システム	防災・行政情報の配信や地域の情報共有を支援するシステム		
N B C 攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃		
応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること		
応急措置	武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置		
応急復旧	一時的な補修や修繕（武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させる）		
<b>【か行】</b>			
化学剤	化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの		
関係機関	本計画に規定する事業・業務に関係する全ての機関		
危険物質等	引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により、人の生命、身体及び財産に対する危険が生ずるおそれがある物質		
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針		
救 援	避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置		
救援物資	救援の実施に当たって必要な物資（医薬品、食料、寝具その他の物資）		
救護班	医師、看護師等で組織される数名のチームで災害現場や救護所・避難所を回り、医療を行うもの		
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの		
緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報		
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材		
国の対策本部	対処基本方針が定められたときに、対処措置の実施を推進するため、内閣に内閣総理大臣を長として設置		
警 報	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、基本指針及び対処基本		

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新		旧	変更理由等
	方針の定める ところにより国の対策本部長が発する情報		
警戒区域	市町村長又は知事が設定する関係者以外の立入制限・禁止・退去命令を行うことができる区域		
警察署長等	警察署長、海上保安署長等または出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長		
ゲリラ	不正規軍の要員であり、戦線を作らず小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して小規模の襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方かく乱等を行う要員		
県の対策本部	武力攻撃事態等において国から県国民保護対策本部を設置すべき通知を受け設置		
航空攻撃	爆撃機及び戦闘機等でわが国領空に侵入し、空対地ミサイルを発射、あるいは爆弾等を投下する攻撃		
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会		
国民保護法	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の略		
<b>【さ行】</b>			
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織		
指定行政機関	内閣府及び各省庁など国の中央機関で、政令で定めるもの		
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの		
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの		
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの		
収容施設	被災者や避難住民を受け入れるための公民館や体育館などの施設		
ジュネーブ諸条約	ジュネーブ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一条約：戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約</li> <li>・第二条約：海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約</li> <li>・第三条約：捕虜の待遇に関する条約</li> <li>・第四条約：戦時における文民の保護に関する条約</li> <li>・第一追加議定書：国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書</li> <li>・第二追加議定書：非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書</li> </ul>		
生活関連等施設	国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で、政令で定めるもの		
生活関連物資等	国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資		
生物剤	生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの		

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新		旧	変更理由等
相互応援協定	災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定		
<b>【た行】</b>			
大規模集客施設	デパート、劇場、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設		
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針		
退 避	目前の危機を一時的に避けるため、武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む）に逃れること		
ダーティボム	核兵器又は放射能兵器の一種で、放射性物質を爆発により広範囲に拡散させ、人畜の致死又は悪影響を与えることを目的とする爆弾		
弾道ミサイル	ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイル		
町対策本部	武力攻撃事態等において、国から道を通じ国民保護対策本部を設置すべき指定の通知を受け設置		
着上陸侵攻	多数の船舶等により沿岸部に直接上陸するとともに、航空機等により降下着陸して、わが国の領土を占領する攻撃		
中性子誘導放射能	物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能		
テ ロ	「テロリズム」の略（一定の政治目的のため、暗殺や暴行などの直接的な恐怖手段に訴える暴力主義又はその行為）		
特殊標章	ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章（ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器財を保護するため国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。この国際的な特殊標章は文民保護標章と呼ばれ、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間人に対し交付又は使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的としている。）		
特殊部隊	軍隊や警察及びそれに準ずる組織（情報機関や治安機関）において、特殊な任務を担当する部隊や部署の総称		
<b>【は行】</b>			
被災情報	武力攻撃災害による人的及び物的被害の状況に関する情報		
避難行動要支援者	次のいずれかに該当する者をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、又は困難な者</li> <li>・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、又は困難な者</li> <li>・危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な者</li> <li>・危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難な者</li> </ul> 具体的には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。		

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新		旧	変更理由等
避難経路	避難道路、鉄道、海路、空路等の避難に要する交通等の経路		
避難先地域	国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）		
避難施設	知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設		
避難実施要領	避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの		
避難住民	避難を行った者又は避難の途中にある者		
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者		
避難措置の指示	国の対策本部長が知事に対して行う住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示		
避難の指示	避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う避難すべき旨の指示		
避難の指示の伝達	避難の指示を受けた市町村長が住民及び関係機関に対して行う避難すべき旨の伝達		
避難誘導	避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと		
不発弾	発射又は投弾された後、炸裂又は爆発することなく残存した砲弾、爆弾、ミサイル等		
武力攻撃	わが国に対する外部からの武力攻撃		
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態		
武力攻撃事態等	武力攻撃および武力攻撃予測事態		
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態		
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害		
武力攻撃災害等	武力攻撃及び緊急対処事態に発生した災害		
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害		
武力攻撃事態対処法	「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略		
防護服	放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に作業者を保護するための装備		
<b>【ま行】</b>			
身分証明書	ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める身分証明書		
<b>【や行】</b>			
要避難地域	国の対策の本部長が示す住民の避難が必要な地域		
<b>【ら行】</b>			
ライフライン	上水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設		

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p><u>第2 礼文町国民保護協議会条例</u></p> <p>礼文町国民保護協議会条例 (平成18年3月13日条例第1号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第12号)第40条第8項の規定に基づき、礼文町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委員及び専門委員)</p> <p>第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。</p> <p>2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(会長の職務の代理)</p> <p>第3条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(幹事)</p> <p>第5条 協議会に幹事を置くことができる。</p> <p>2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。</p> <p>3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。</p> <p>(部会)</p> <p>第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。</p> <p>4 部会長は、部会の事務を掌握する。</p> <p>5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>		

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p><b>第3 礼文町国民保護協議会運営規程</b></p> <p>礼文町国民保護協議会運営規程 (平成18年3月13日訓令第8号)</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、礼文町国民保護協議会条例（平成18年礼文町条例第1号。以下「協議会条例」という。）第7条の規定により、礼文町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(招集) 第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。 2 会長は、委員総数の2分の1以上の数の委員から請求があるときは、協議会を招集しなければならない。</p> <p>(委員の代理) 第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。 2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。</p> <p>(専門の委員) 第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。(会議録)</p> <p>第5条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録して会議録を作成しなければならない。 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 出席者の氏名 (3) 会議の経過 (4) 議決事項 (5) その他参考事項</p> <p>(委員の異動報告) 第6条 武力攻撃事態等における「国民保護のための措置に関する法律」第40条第4項第1号から第7号に掲げる委員に異動があったときは、その後任者は直ちに、職名、氏名、年齢及び異動年月日を会長に報告しなければならない。</p> <p>(庶務) 第7条 協議会の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>		

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p><b>第4条 礼文町緊急事態連絡室設置要綱</b></p> <p>礼文町緊急事態連絡室設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 この要綱は、礼文町国民保護計画に基づき、町民の生命、身体及び財産を保護し、並びに町民生活、町の産業若しくは経済に重大な被害を及ぼす事故（以下「危機」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、迅速な情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、礼文町緊急事態連絡室（以下「連絡室」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 連絡室は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 危機情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 危機対応策の検討に関すること。</p> <p>(3) 警察・消防との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 道、他市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、必要な危機対策に関すること。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 連絡室は、室長、副室長及び委員をもって構成する。</p> <p>2 室長は、町長とする。</p> <p>3 副室長は、副町長及び教育長とする。</p> <p>4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>5 議長は、前項に掲げる者のほか、関係課長等必要と認める者を委員とすることができる。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 連絡室は、室長が招集し、主宰する。</p> <p>2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるとき又は室長が欠けたときには、その職務を代理する。この場合において、あらかじめ室長が定めた順序で、その職務を代理する。</p> <p>3 室長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めることができる。</p> <p>(開催期間等)</p> <p>第5条 町長は、危機の発生等に際し、総務課長からの報告を受け、緊急に対応すると認めるときは連絡室を開設する。</p> <p>2 町長は、危機による被害の拡大するおそれが解消したと認めたとき又は礼文町国民保護対策本部が開設された時は、連絡室を閉鎖する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 連絡室の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年9月13日から施行する。</p> <p>別表第1（第3条関連）</p> <p>総務課長、町民課長、保健課長、産業課長、建設課長、教育委員会次長、船泊診療所事務長、船泊支所長、議会事務局長、衛生センター長、会計管理者、消防礼文支署長</p>		

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p><b>第5 礼文町国民保護対策本部及び礼文町緊急対処事態対策本部条例</b>  礼文町国民保護対策本部及び礼文町緊急対処事態対策本部条例  (平成18年3月13日条例第2号)</p> <p>(趣旨)  第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、礼文町国民保護対策本部及び礼文町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(組織)  第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、礼文町国民保護対策本部(以下「本部」という。)の事務を総理する。  2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。  3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。  4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。  5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。</p> <p>(会議)  第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。  2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。</p> <p>(部)  第4条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。  2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。  3 部にそれぞれ部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。  4 部長は、部の事務を掌握する。</p> <p>(現地対策本部)  第5条 国民保護現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。  2 国民保護現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌握する。  3 第4条の規定は、現地対策本部について準用する。</p> <p>(雑則)  第6条 前各号に定めるもののほか、本部に関し必要な事務は本部長が定める。</p> <p>(準用)  第7条 第2条から前条までの規定は、礼文町緊急対処事態本部について重要する。</p> <p>附則  この条例は、公布の日から施行する。</p>		

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p><u>第6 礼文町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱</u></p> <p>礼文町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 特殊標章の交付等</p> <p>第3章 身分証明書の交付等</p> <p>第4章 保管及び返納</p> <p>第5章 濫用の禁止等</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、礼文町の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義及び様式)</p> <p>第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。</p> <p>2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。</p> <p>(交付の対象者)</p> <p>第3条 礼文町長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、礼文町長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。</p> <p>(1) 礼文町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの</p> <p>(2) 消防団長及び消防団員</p> <p>(3) 礼文町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</p> <p>(4) 礼文町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者</p> <p>(交付の手続)</p> <p>第4条 礼文町長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。</p> <p>2 礼文町長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。</p> <p>第2章 特殊標章の交付等</p>		




礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p>(腕章及び帽章の交付)</p> <p>第5条 礼文町長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、礼文町長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 礼文町長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。</p> <p>(旗及び車両章の交付)</p> <p>第6条 礼文町長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。</p> <p>(訓練における使用)</p> <p>第7条 礼文町長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。</p> <p>2 礼文町長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。</p> <p>(特殊標章の特例交付)</p> <p>第8条 礼文町長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、礼文町長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。</p> <p>(特殊標章の再交付)</p> <p>第9条 礼文町長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに礼文町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。</p> <p>2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。</p> <p>第3章 身分証明書の交付等</p> <p>(身分証明書の交付)</p> <p>第10条 礼文町長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 礼文町長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。</p> <p>(身分証明書の携帯)</p> <p>第11条 礼文町長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。</p> <p>(身分証明書の再交付)</p> <p>第12条 礼文町長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度</p>		

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p>に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに礼文町長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。</p> <p>2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。</p> <p>（有効期間及び更新）</p> <p>第13条 第10条第1項の規定により、礼文町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。</p> <p>2 第10条第2項の規定により、礼文町長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、礼文町長が必要と認める期間とする。</p> <p>3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。</p> <p>第4章 保管及び返納</p> <p>（保管）</p> <p>第14条 礼文町長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。</p> <p>2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。</p> <p>（返納）</p> <p>第15条 礼文町長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。</p> <p>第5章 濫用の禁止等</p> <p>（濫用の禁止）</p> <p>第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。</p> <p>3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。</p> <p>（周知）</p> <p>第17条 礼文町長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。</p> <p>第6章 雑則</p> <p>（雑則）</p> <p>第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。</p> <p>第19条 礼文町における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年9月13日から施行する。</p>		

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新			旧	変更理由等
別紙 (第2条関係)				
区分 (cm)	表 位置	示 形状	制 式	
腕章 (45×10)	左腕に表示		① オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。  ※ 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：礼文町 1)	
帽章 (6×6)	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示			
旗 (100×70)	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示			
車両章 大 (52×22) 小 (30×21)	車両の両側面及び後面に表示 航空機の両側面に表示			
別図 (第2条関係)				
				

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等												
<p><u>別記様式第1号（第4条関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><b>特殊標章等に係る交付申請書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>礼文町長 _____ 殿</p> <p>私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">氏名：（漢字） _____  （ローマ字） _____</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">生年月日（西暦）  年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">                 申請者の連絡先                  住所：〒 _____                  _____                  電話番号： _____                  E-mail： _____             </td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;">                 写 真                  縦4×横3cm                  （身分証明書の交付又は                  使用許可の場合のみ）             </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">身長： _____ cm</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">眼の色： _____</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">頭髪の色： _____</td> <td style="padding: 5px;">血液型： _____（Rh因子 _____）</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">                 標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等                  （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）                  _____                  _____             </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">                 （許可権者使用欄）                  資格： _____                  証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____                  有効期間の満了日： _____                  返納日： _____             </td> </tr> </table>	氏名：（漢字） _____  （ローマ字） _____	生年月日（西暦）  年 月 日	申請者の連絡先 住所：〒 _____ _____ 電話番号： _____ E-mail： _____	写 真 縦4×横3cm （身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ）	識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載）		身長： _____ cm	眼の色： _____	頭髪の色： _____	血液型： _____（Rh因子 _____）	標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載） _____ _____	（許可権者使用欄） 資格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____		
氏名：（漢字） _____  （ローマ字） _____	生年月日（西暦）  年 月 日													
申請者の連絡先 住所：〒 _____ _____ 電話番号： _____ E-mail： _____	写 真 縦4×横3cm （身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ）													
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載）														
身長： _____ cm	眼の色： _____													
頭髪の色： _____	血液型： _____（Rh因子 _____）													
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載） _____ _____														
（許可権者使用欄） 資格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____														



礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等				
<p style="color: red;">別記様式第3号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">特殊標章再交付申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>礼文町長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 _____ (電話 _____)</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p> </div> <p>1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号</p> <p>2 紛失（破損等）年月日</p> <p>3 紛失の状況（破損等の理由）</p> <p>4 その他必要な事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">※ 受 付 欄</td> <td style="text-align: center;">※ 経 過 欄</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 2 ※印の欄は、記入しないこと。</p>	※ 受 付 欄	※ 経 過 欄				
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄					

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等				
<p data-bbox="92 237 507 275">別記様式第4号（第12条関係）</p> <p data-bbox="566 348 863 386">身分証明書再交付申請書</p> <div data-bbox="181 436 1264 814" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>礼文町長</p> <p style="padding-left: 100px;">殿</p> <p style="padding-left: 100px;">申 請 者</p> <p style="padding-left: 100px;">住 所 _____（電話 _____）</p> <p style="padding-left: 100px;">氏 名 _____ 印</p> </div> <p data-bbox="210 821 477 852">1 旧身分証明書番号</p> <p data-bbox="210 999 350 1031">2 理 由</p> <p data-bbox="210 1178 477 1209">3 その他必要な事項</p> <table border="1" data-bbox="181 1402 1264 1675" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">※ 受 付 欄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">※ 経 過 欄</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table> <p data-bbox="172 1728 1092 1944">備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。                  2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。                  3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。                  4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。                  5 ※印の欄は、記入しないこと。</p>	※ 受 付 欄	※ 経 過 欄				
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄					

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等
<p><b>第7 安否情報省令</b></p> <p>「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」</p> <p style="text-align: center;">(平成17年3月28日総務省令第44号) 最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号</p> <p>(安否情報の収集方法)</p> <p>第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。</p> <p>(安否情報の報告方法)</p> <p>第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。</p> <p>(安否情報の照会方法)</p> <p>第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。</p> <p>2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。</p> <p>3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(安否情報の回答方法)</p> <p>第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当す</p>		

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等						
<p>るか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。</p> <p>(安否情報の提供)</p> <p>第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="192 884 1160 974"> <tr> <td>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）</td> <td>第二十五条第二項</td> </tr> </table> <p>別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="192 1066 1160 1201"> <tr> <td>武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）</td> <td>第二条及び第三条</td> </tr> </table> <p>附 則（平成18年3月31日総務省令第50号）</p> <p>第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）の項を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="192 1608 1160 1743"> <tr> <td>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）</td> <td>第三条、第四条及び第五条</td> </tr> </table>	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	第二十五条第二項	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第二条及び第三条	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第三条、第四条及び第五条		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	第二十五条第二項							
武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第二条及び第三条							
武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第三条、第四条及び第五条							

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等																														
<p><u>様式第1号</u></p> <p>安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）</p> <p>記入日時（      年    月    日    時    分）</p> <table border="1" data-bbox="172 401 1249 1528"> <tr><td>① 氏名</td><td></td></tr> <tr><td>② フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>③ 出生の年月日</td><td>年    月    日</td></tr> <tr><td>④ 男女の別</td><td>男                  女</td></tr> <tr><td>⑤ 住所（郵便番号を含む）</td><td></td></tr> <tr><td>⑥ 国籍</td><td>日本 その他（                  ）</td></tr> <tr><td>⑦ その他個人を識別するための情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑧ 負傷（疾病）の該当</td><td>負傷                  被該当</td></tr> <tr><td>⑨ 負傷又は疾病の状況</td><td></td></tr> <tr><td>⑩ 現在の居所</td><td></td></tr> <tr><td>⑪ 連絡先その他必要情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。</td><td>回答を希望しない</td></tr> <tr><td>⑬ 親族・同居者からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。</td><td>回答を希望しない</td></tr> <tr><td>⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。</td><td>同意する 同意しない</td></tr> <tr><td>※ 備考</td><td></td></tr> </table> <p>（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記の⑫～⑭の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p>（注2） 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p>（注3） 「③出生の年月日」欄は元号標記により記入すること。</p> <p>（注4） 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄に記入願います。</p>	① 氏名		② フリガナ		③ 出生の年月日	年    月    日	④ 男女の別	男                  女	⑤ 住所（郵便番号を含む）		⑥ 国籍	日本 その他（                  ）	⑦ その他個人を識別するための情報		⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷                  被該当	⑨ 負傷又は疾病の状況		⑩ 現在の居所		⑪ 連絡先その他必要情報		⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない	⑬ 親族・同居者からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない	⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない	※ 備考			
① 氏名																																
② フリガナ																																
③ 出生の年月日	年    月    日																															
④ 男女の別	男                  女																															
⑤ 住所（郵便番号を含む）																																
⑥ 国籍	日本 その他（                  ）																															
⑦ その他個人を識別するための情報																																
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷                  被該当																															
⑨ 負傷又は疾病の状況																																
⑩ 現在の居所																																
⑪ 連絡先その他必要情報																																
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない																															
⑬ 親族・同居者からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない																															
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない																															
※ 備考																																

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等																																
<p>様式第2号</p> <p style="text-align: center;"><b>安否情報収集様式（死亡住民）</b></p> <p style="text-align: center;">記入日時（ 年 月 日 時 分）</p> <table border="1" data-bbox="136 367 1270 1144"> <tr><td>① 氏名</td><td></td></tr> <tr><td>② フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>③ 出生の年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>④ 男女の別</td><td>男 女</td></tr> <tr><td>⑤ 住所（郵便番号を含む。）</td><td></td></tr> <tr><td>⑥ 国籍</td><td>日本 その他（ ）</td></tr> <tr><td>⑦ その他個人を識別するための情報</td><td>負傷 被該当</td></tr> <tr><td>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</td><td></td></tr> <tr><td>⑨ 遺体が安置されている場所</td><td></td></tr> <tr><td>⑩ 連絡先その他必要情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意</td><td>同意する 同意しない</td></tr> <tr><td>※ 備考</td><td></td></tr> </table> <p>(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居人・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護上の救援（物資・医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p>(注2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p>(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。</p> <p>(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄に記入へ願います。</p> <table border="1" data-bbox="136 1675 1270 1854"> <tr> <td>⑪の同意回答者</td> <td></td> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同意回答者住所</td> <td></td> <td>続柄</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は、直近の直系親族を原則とします。</p>	① 氏名		② フリガナ		③ 出生の年月日	年 月 日	④ 男女の別	男 女	⑤ 住所（郵便番号を含む。）		⑥ 国籍	日本 その他（ ）	⑦ その他個人を識別するための情報	負傷 被該当	⑧ 死亡の日時、場所及び状況		⑨ 遺体が安置されている場所		⑩ 連絡先その他必要情報		⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない	※ 備考		⑪の同意回答者		連絡先		同意回答者住所		続柄			
① 氏名																																		
② フリガナ																																		
③ 出生の年月日	年 月 日																																	
④ 男女の別	男 女																																	
⑤ 住所（郵便番号を含む。）																																		
⑥ 国籍	日本 その他（ ）																																	
⑦ その他個人を識別するための情報	負傷 被該当																																	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況																																		
⑨ 遺体が安置されている場所																																		
⑩ 連絡先その他必要情報																																		
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない																																	
※ 備考																																		
⑪の同意回答者		連絡先																																
同意回答者住所		続柄																																



礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等																							
<p>様式第4号</p> <p style="text-align: center;"><b>安 否 情 報 照 会 書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>礼文町長 殿</p> <p style="text-align: center;">申 請 者</p> <p>住所(居所) _____ 氏 名 _____</p> <p>下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">照会する理由(○をつけて下さい。③の場合、理由を記入願います。)</td> <td>①被照会者の親族又は、同居人であるため。 ②被照会者の友人(友人、現場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他( )</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被照会者を特定するために必要な事項</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>男女の別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る)</small></td> <td>日 本      その他( )</td> </tr> <tr> <td>その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 申請者の確認</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地の記入願います。 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入願います。 4 ※印の欄には記入しないでください。</p>	照会する理由(○をつけて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は、同居人であるため。 ②被照会者の友人(友人、現場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他( )	備 考		被照会者を特定するために必要な事項	氏 名		フリガナ		出生の年月日		男女の別		住 所		国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る)</small>	日 本      その他( )	その他個人を識別するための情報		※ 申請者の確認		※ 備 考			
照会する理由(○をつけて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は、同居人であるため。 ②被照会者の友人(友人、現場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他( )																								
備 考																									
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名																								
	フリガナ																								
	出生の年月日																								
	男女の別																								
	住 所																								
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る)</small>	日 本      その他( )																							
	その他個人を識別するための情報																								
※ 申請者の確認																									
※ 備 考																									

礼文町国民保護計画 新旧対照表

新	旧	変更理由等																									
<p><u>様式第5号</u></p> <p style="text-align: center;">安 否 情 報 回 答 書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>_____ 殿</p> <p style="text-align: center;">礼文町長</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>年 月 日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">避難住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被 照 会 者</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>男女の別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る)</small></td> <td>日 本    その他 (                      )</td> </tr> <tr> <td>その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現在の居所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負傷又は疾病の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先その他必要情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。</p> <p>2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。</p> <p>3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入願います。</p> <p>4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居場所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。</p>	避難住民に該当するか否かの別		武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別		被 照 会 者	氏 名		フリガナ		出生の年月日		男女の別		住 所		国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る)</small>	日 本    その他 (                      )	その他個人を識別するための情報		現在の居所		負傷又は疾病の状況		連絡先その他必要情報			
避難住民に該当するか否かの別																											
武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別																											
被 照 会 者	氏 名																										
	フリガナ																										
	出生の年月日																										
	男女の別																										
	住 所																										
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る)</small>	日 本    その他 (                      )																									
	その他個人を識別するための情報																										
	現在の居所																										
	負傷又は疾病の状況																										
	連絡先その他必要情報																										